

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成十四年宮城県告示第七百四十一号(住民基本台帳法施行細則に規定する知事が定める書類)の一部改正	(市町村課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	四
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	四
○海岸保全区域の指定(四件)	(水産業基盤整備課)	五
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(三件)	(同)	七
○県道の路線認定	(道路課)	八
○道路の区域変更(三件)	(同)	八
○道路の供用開始	(同)	九
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	九
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	一三
○港湾隣接地域の指定及び変更(二件)	(港湾課)	一四
○港湾隣接地域の変更	(同)	一七

公 告

○海岸保全区域の変更指定(四件)	(同)	一八
○港湾管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(三件)	(同)	二四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三〇
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	三〇
○土地区画整理事業の換地処分の届出	(同)	三一
○都市計画事業の事業計画変更の認可(九件)	(下水道課)	三一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(環境対策課)	三四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(障害福祉課)	三四
企業局		
○仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程		三五
公安委員会		
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施		三五

告 示

○宮城県告示第三百十四号
平成十四年宮城県告示第七百四十一号(住民基本台帳法施行細則に規定する知事が定める書類)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。
平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号5を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

5 宅地建物取引士証

○宮城県告示第三百十五号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

○四七三三六〇〇四七六	セントケア南三陸本吉郡南三陸町戸倉字町四十四番地三	事業者の名称又は氏名	セントケア宮城株式会社	平成二十七年一月一日
○四七一四〇〇七三九	ウエックケアステーション東松島市矢本字大林十四番地	事業者の名称又は氏名	株式会社ウエルシスパートナーズ	平成二十七年一月十五日
○四七〇九〇〇七一三	訪問介護事業所 ほほえみ多賀城市高橋二丁目十三番五号	事業者の名称又は氏名	株式会社ほほえみ	平成二十七年二月一日

二 通所介護

○四七二七〇二二三四	リハビリ特化型デイサービスらぐなつた黒川郡富谷町日吉台二丁目三十四番地の四	事業者の名称又は氏名	RehaMed 合同会社	平成二十七年一月十五日
○四七〇三〇〇八八〇	縁側カフェ りら塩竈市千賀の台三丁目八番一号	事業者の名称又は氏名	株式会社season	平成二十七年二月一日
○四七〇九〇〇七〇五	デイサービスなべさん家多賀城市笠神二丁目十四番四十四号	事業者の名称又は氏名	株式会社season	平成二十七年二月一日
○四七二二〇一四八三	リハビリデイサービスNALU登米市豊里町下屋浦三百六番地二	事業者の名称又は氏名	株式会社サントク	平成二十七年二月一日
○四七一五〇二二三二八	合同会社テンドーケアイサービスセンターはつらつあつちゃん大崎市松山千石字松山三百八十三番地一	事業者の名称又は氏名	合同会社テンドーケアイ	平成二十七年二月一日
○四七三三〇一〇一一二	デイサービスほほえみ遠田郡美里町小町井十三番地の二	事業者の名称又は氏名	株式会社season	平成二十七年二月一日

三 短期入所生活介護

○四七二二〇二二三九	特別養護老人ホームせせらぎのさと蔵王刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂七十九番八	事業者の名称又は氏名	社会福祉法人芽吹	平成二十七年一月一日
------------	--	------------	----------	------------

○宮城県告示第三百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七〇五〇一〇五七	居宅介護支援センターソレイユほほえみイユほほえみ気仙沼市本吉町道外百八十七番地二	事業者の名称	ソレイユほほえみ株式会社	平成二十七年一月一日
------------	--	--------	--------------	------------

○宮城県告示第三百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○四七〇四〇〇五四〇	ウインズの森離宮 特別養護老人ホーム大崎市古川稲葉二丁目四番二十二号	事業者の名称又は氏名	社会福祉法人ウインズライフ	平成二十七年二月十一日
------------	------------------------------------	------------	---------------	-------------

○宮城県告示第三百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

○四七三三六〇〇四七六	セントケア南三陸本吉郡南三陸町戸倉字町四十四番地三	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七一四〇〇七三九	ウエックケアステーション東松島市矢本字大林十四番地	株式会社ウエルシスパートナーズ	平成二十七年一月十五日
○四七〇九〇〇七一三	訪問介護事業所 ほほえみ多賀城市高橋二丁目十三番五号	株式会社ほほえみ	平成二十七年二月一日

二 介護予防通所介護

○四七二七〇二二三四	リハビリ特化型デイサービスらぐなつた黒川郡富谷町日吉台二丁目三十四番地の四	RehaMed 合同会社	平成二十七年一月十五日
○四七〇三〇〇八八〇	緑側カフェ りら塩竈市千賀の台三丁目八番一号	株式会社season	平成二十七年二月一日
○四七〇九〇〇七〇五	デイサービスなべさん家多賀城市笠神二丁目十四番四十四号	株式会社season	平成二十七年二月一日
○四七二二〇一四八三	リハビリデイサービスNALU登米市豊里町下屋浦三百六番地二	株式会社サントク	平成二十七年二月一日
○四七一五〇二二三二八	合同会社テングーケアーイサービスセンターはつらつあっちゅん大崎郡松山千石字松山三百八十三番地一	合同会社テングーケアーイ	平成二十七年二月一日
○四七三二一〇一〇二二	デイサービスほほえみ遠田郡美里町小町井十三番地の二	株式会社season	平成二十七年二月一日

三 介護予防短期入所生活介護

○四七二二一〇二二三九	特別養護老人ホームせせらぎのさと蔵王刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂七十九番八	事業者の名称又は氏名	指定年月日
		社会福祉法人芽吹	平成二十七年一月一日

○宮城県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

○四七二三〇一四八一	ケアステーション彩の里栗原市栗駒嶺崎嶺二十九番二	彩の里株式会社	平成二十七年二月二十八日
------------	--------------------------	---------	--------------

二 訪問入浴介護

○四七一三〇〇六〇八	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会くらはら訪問入浴介護事業所栗原市一迫真坂字高橋二十番地の一	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	平成二十七年二月二十八日
------------	---	------------------	--------------

三 通所介護

○四七〇三〇〇八〇七	緑側カフェ りら塩竈市千賀の台三丁目八番一号	特定非営利活動法人season	平成二十七年一月三十一日
○四七〇九〇〇四一六	デイサービスなべさん家多賀城市笠神二丁目十四番四十四号	特定非営利活動法人season	平成二十七年一月三十一日
○四七三二一〇八一六	デイサービスほほえみ遠田郡美里町小町井十三番地の二	特定非営利活動法人season	平成二十七年一月三十一日

○宮城県告示第三百二十号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
 平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七二七〇〇七七二	事業所の名称及び所在地 医療法人社団脳健会仙台リハビリテーション病院指定居宅介護支援事業所 黒川郡富谷町成田一丁目三番一号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団脳健会	廃止年月日 平成二十七年二月二十八日
-------------------------	---	-------------------------	-----------------------

○宮城県告示第三百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
 平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七二二〇一四八一	事業所の名称及び所在地 ケアステーション彩の里 栗原市栗駒嶺崎嶺崎二十九番二	事業者の名称又は氏名 彩の里株式会社	廃止年月日 平成二十七年二月二十八日
-------------------------	--	-----------------------	-----------------------

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号 ○四七二二〇〇六〇八	事業所の名称及び所在地 社会福祉法人栗原市社会福祉協議会くりはら訪問入浴介護事業所 栗原市一迫真坂字高橋二番地の一	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	廃止年月日 平成二十七年二月二十八日
-------------------------	---	--------------------------------	-----------------------

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
-----------	-------------	------------	-------

○四七〇三〇〇八〇七	縁側カフエリら 塩竈市千賀の台三丁目八番一号	特定非営利活動法人 ason	平成二十七年一月三十一日
○四七〇九〇〇四一六	デイサービスなべさん家 多賀城市笠神二丁目十四番四十四号	特定非営利活動法人 ason	平成二十七年一月三十一日
○四七三二〇〇八一六	デイサービスほほえみ 遠田郡美里町小町井十三番地の二	特定非営利活動法人 ason	平成二十七年一月三十一日

○宮城県告示第三百二十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
 平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五一四〇〇二八七	事業所の名称及び所在地 運動特化型放課後等デイサービスステツブメイト 東松島市矢本字河戸三百四十二一―二	指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 株式会社フエニックスエレメント	指定年月日 平成二十七年三月十六日
---------------------	--	----------------------------	-------------------------	----------------------

○宮城県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。
 平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
飯島地区
- 二 処分の年月日
平成二十七年三月十八日

○宮城県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
 平成二十七年三月二十七日

仙台湾 沿岸	大浜漁 海岸	大浜地 区海岸	平成二十七年三月二十七日宮城県告示第三百二十五号により海岸 保全区域として指定した東松島市大浜漁港海岸大浜地区海岸保全区 域のうち大浜漁港区域に接する区域
-----------	-----------	------------	---

○宮城県告示第三百三十号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地区名	
三陸南 沿岸	女川漁 港海岸	女川浜 地区海 岸	
平成二十七年三月二十七日宮城県告示第三百二十七号により海岸 保全区域として指定した石巻市女川漁港海岸女川浜地区海岸保全区 域のうち女川漁港区域に接する区域			

○宮城県告示第三百三十一号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地区名	
三陸南 沿岸	女川漁 港海岸	宮ヶ崎 地区海 岸	
平成二十七年三月二十七日宮城県告示第三百二十八号により海岸 保全区域として指定した石巻市女川漁港海岸女川浜地区海岸保全区 域のうち女川漁港区域に接する区域			

○宮城県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）において一般
の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

路線番号	路線名	終起 点	重要な経過地
二七三	仙台名取線	仙台市太白区 名取市	—

○宮城県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市大谷川浜小浜山五番一〇地先から 同市大谷川浜川向六〇番一地先まで		前	後	八・五 三四・五	四二六・〇
		前	後	一一・六 三五・七	四二六・〇

○宮城県告示第三百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を
変更したので告示する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間	本吉郡南三陸町志津川字汐見町一二五番地先から 同郡同町志津川字田尻畑七番地先まで	
変更の前後	前A 三・六 一八・三	後B 一四・四 四五・三
敷地の幅員 (メートル)	一、〇七三・七	一、〇七三・七
敷地の延長 (メートル)	一、〇七三・七	一、三六五・四
備考	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

○宮城県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間	栗原市築館字照越町田一〇四番二地先から 同市築館字照越町田一〇三番三地先まで	
変更の前後	前 七・〇 七・四	後 七・四 九・八
敷地の幅員 (メートル)	(メートル)	
敷地の延長 (メートル)	九・四	

○宮城県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	栗原市築館字照越町田一〇四番二地先から 同市築館字照越町田一〇三番三地先まで	平成二十七年 三月二十七日

○宮城県告示第三百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
1 新前田の沢	土石流	大崎市松山次橋字次橋	次の図のとおり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県北部土木事 務所
2 新前田の沢	土石流	大崎市松山次橋字次橋		
3 新前田の沢	土石流	大崎市松山次橋字佐久伝、字次橋、字新石ヶ町		
芦ヶ沢	土石流	大崎市松山下伊場野字花ヶ崎山		
花ヶ崎	急傾斜地の崩壊	大崎市松山下伊場野字花ヶ崎下		
佐久伝	急傾斜地の崩壊	大崎市松山次橋字佐久伝		
下伊場野	急傾斜地の崩壊	大崎市松山下伊場野字花ヶ崎下、字月の輪		
梶沢南	急傾斜地の崩壊	大崎市松山次橋字梶沢南、字芦ヶ沢、字月の輪		
梶沢	急傾斜地の崩壊	大崎市松山次橋字梶沢、字梶沢南		
佐久伝	急傾斜地の崩壊	大崎市松山次橋字佐久伝、字山根、字長江、字新青木田		
次橋	急傾斜地の崩壊	大崎市松山次橋字次橋		

畑中沢1	岩下沢3	岩下沢2	岩下沢1	小黒ヶ崎沢	中田西三の沢	中田西二の沢	中田西沢	曲田沢3	曲田沢2	曲田沢1	新田沢	新田向沢	松崎東沢二の沢	松崎東沢	稲荷沢	北橋の2	2北橋の1	1北橋の1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市岩出山池月字上一栗石川、字上一栗岩下、字新玉造	大崎市岩出山池月字上一栗根岸、字上一栗根岸	大崎市岩出山池月字上一栗根岸、字上一栗根岸	大崎市岩出山池月字上一栗根岸、字上一栗根岸	大崎市岩出山池月字上一栗黒崎、字上宮横山、字上宮草井前、字上宮小黒崎前	大崎市岩出山南沢字中田西、字中名生寺前、字小池坂東	大崎市岩出山南沢字中田西、字中名生寺前、字小池坂東	大崎市岩出山南沢字中田西、字中名生寺前、字小池坂東	大崎市岩出山南沢字曲田裏、字曲田、字曲田向	大崎市岩出山南沢字曲田裏、字曲田、字曲田向	大崎市岩出山南沢字曲田裏、字曲田、字新田向、字上前坂東	大崎市岩出山南沢字曲田裏、字新田、字新田向、字上前坂東	大崎市岩出山南沢字曲田裏、字新田、字新田向、字道祖神	大崎市岩出山南沢字松崎東、字新田、字新田向、字道祖神	大崎市三本木秋田字稲荷沢	大崎市松山金谷字北橋	大崎市松山金谷字姥ヶ沢、字北橋	大崎市松山金谷字北橋	大崎市松山金谷字北橋

山口	下金沢	上丸山	上太鼓師山12	上太鼓師山11	中里沢	南堂の沢	荒井沢	宮地沢	沢口沢12	沢口沢11	下鎌沢	天王寺沢2	清水前沢	下一栗沢2	下一栗沢1	横縄沢	畑中二の沢	畑中沢12	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
大崎市岩出山池月字上一栗山口	大崎市岩出山下野目字南山、字丸山	大崎市岩出山下野目字南山、字丸山	大崎市岩出山字丸山、字西御名掛	大崎市岩出山字丸山	大崎市岩出山下真山中里	大崎市岩出山上真山荒井沢	大崎市岩出山上真山荒井沢	大崎市岩出山字葛岡宮地	大崎市岩出山上野目字沢口、字北田	大崎市岩出山上野目字沢口、字北田	大崎市岩出山上野目字天王山、字下鎌、字新天王寺	大崎市岩出山上野目字下鎌、字新天王寺、字天王山	大崎市岩出山下一栗字宿、字清水前、字宿浦、字新宿浦	大崎市岩出山下一栗字宿、字宿、字宿、字宿	大崎市岩出山池月字上一栗久保前、字上一栗愛宕、岩出山下一栗字宿	大崎市岩出山池月字上一栗久保前、字上一栗愛宕	大崎市岩出山池月字上一栗愛宕、字上一栗久保前、字新根岸	大崎市岩出山池月字上一栗畑中、字上一栗岩下	大崎市岩出山池月字上一栗石川、字上一栗岩下、字新玉造

八ツ沢	百々三ー3	百々三ー2	百々三ー1	荒屋敷二	伝々山ー2	伝々山ー1	洪取	南入沢ー4	南入沢ー3	南入沢ー2	南入沢ー1	北ノ沢	百々一ー10	百々一ー9	百々一ー8	百々一ー7	百々一ー6	百々一ー5	百々一ー4	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
大崎市田尻小塩字南入沢、字八ツ沢	大崎市田尻大沢字清水ヶ入一	大崎市田尻大沢字百々三、字清水ヶ入	大崎市田尻大沢字百々三	大崎市田尻大沢字荒屋敷二、字夫ヶ入	大崎市田尻小塩字伝々山、字八ツ沢	大崎市田尻小塩字伝々山、字清水ヶ入、字八ツ沢	大崎市田尻小塩字洪取	大崎市田尻大沢字百々一、田尻小塩字南入沢	大崎市田尻小塩字南入沢	大崎市田尻小塩字南入沢	大崎市田尻小塩字南入沢	大崎市田尻大沢字北ノ沢	大崎市田尻大沢字百々三、字百々一	大崎市田尻大沢字百々一						

千刈田の沢	北沢	小塚沢	追戸沢2	中江北の沢	鳶ヶ沢	中沢3ー1	中沢2ー2	中沢2ー1	中沢1	小里の沢	小里柳沢2	小里柳沢1	平沢の沢2	平沢の沢1	五輪沢1	五輪沢2	宝清沢	孫沢	岩穴前二	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	
遠田郡浦谷町猪岡短台字千刈田二	遠田郡浦谷町小塚字石坂山	遠田郡浦谷町小塚字中野一、字桜清水	遠田郡浦谷町小塚字追戸沢一	遠田郡浦谷町浦谷字外作田	遠田郡浦谷町浦谷字猿手1、字黄金山	遠田郡浦谷町下郡字石那田、字八幡	遠田郡浦谷町下郡字垂氷山道上、字八幡	遠田郡浦谷町下郡字垂氷山道上、字八幡	遠田郡浦谷町下郡字垂氷山道上	遠田郡浦谷町小里字大平、字石田、字原田、大崎市田尻字鹿剣道下、字鹿剣道上	遠田郡浦谷町小里字柳沢	遠田郡浦谷町小里字不動、字小豆田、字小森	加美郡色麻町平沢字山下、字新谷地田、字境田	加美郡色麻町平沢字山下、字新谷地田	加美郡色麻町小栗山字五輪	加美郡色麻町小栗山字五輪、字下沢口	加美郡加美町上多田川字笹沢東、字三合寺堤	加美郡加美町下多田川字深沢、字火渡三番、字大通一番、字天神森	大崎市田尻大沢字岩穴前二、字岩穴前一、字田部堂二	大崎市田尻大沢字岩穴前二、字岩穴前一、字田部堂二

権現田	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町小塚字石坂、字石坂山、字新石坂、字清水山
桜清水	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町小塚字桜清水
千刈田1・2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町猪岡短台字千刈田二
千刈田1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町猪岡短台字千刈田二
笠石の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町猪岡短台字笠石
仏供殿の2 1・2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町猪岡短台字短台
仏供殿の2 1・1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町猪岡短台字短台
仏供殿の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町猪岡短台字仏供殿
外作田の3	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字鳥帽子田
外作田の1 1・2	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字外作田
外作田の1 1・1	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字外作田
内作田	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字内作田二
猿手の3	急傾斜地の崩壊	遠田郡浦谷町浦谷字水梨子
砂子田の沢	土石流	遠田郡浦谷町猪岡短台字砂子田、字館の下、字元館下

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土砂災害の発生原

追戸沢3	追戸沢1	中沢3・2	五輪	西川北	寒風沢	岩入2	岩入1	高剥向	小身川原	要害	鳴子温泉街	不二が丘	元蛇の湯	星沼	猪の沢	大西沢3	館ノ下沢	中の谷東の沢	区域の名称	
土石流	土石流	土石流	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	土石流	土石流	土石流	土石流	自然現象の種別	
遠田郡浦谷町小塚字追戸沢一、字中野	遠田郡浦谷町浦谷字外作田	遠田郡浦谷町下郡字石那田、字八幡	加美郡色麻町小栗山字五輪	加美郡加美町宮崎字細工田三番、字北、字細工田二番、字平野一番	加美郡加美町宮崎字寒風沢十番、九番、十六番	大崎市鳴子温泉鬼首字上岩入、字岩入向	大崎市鳴子温泉鬼首字岩入、字岩入向	大崎市鳴子温泉鬼首字広畑、字高剥向、字高剥	大崎市鳴子温泉字南山、字小身川原、字新小身川原	大崎市鳴子温泉要害、字上ノ原、字石ノ梅	大崎市鳴子温泉字新屋敷、字湯元	大崎市鳴子温泉字星沼	大崎市鳴子温泉字星沼	大崎市鳴子温泉字星沼	大崎市鳴子温泉字赤這	大崎市鳴子温泉字要害、字馬場	大崎市岩出山字葛岡館ノ下、字葛岡宮地、字葛岡若宮	大崎市松山下伊場野字花ヶ崎山、字中ノ谷東	大崎市松山下伊場野字花ヶ崎山、字中の谷東	区域の所在地
																			縦覧場所	

宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百三十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、仙台塩釜港（塩釜港区）宮城郡七ヶ浜町吉田浜地区に係る港湾隣接地域を次のとおり指定する。また、平成八年宮城県告示第二百八十三号で指定した塩釜港中の島・貞山通地区及び平成二十六年宮城県告示第二百八十九号で指定した仙台塩釜港（塩釜港区）塩竈市海岸通・港町地区に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定及び変更年月日
平成二十七年三月二十七日
- 二 指定及び変更後の区域

1 宮城郡七ヶ浜町吉田浜地区

(一) 地域の表示

基点一から基点三まで順次結んだ線、基点三から水際線に沿って基点四を結んだ線、基点四から基点十四まで順次結んだ線及び基点十四と基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基準点及び基点の表示

基準点 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字台四三―一地先（北緯三八度一八分五〇秒、東経一四一度〇四分三三秒）

- 基点一 基準点から一八度三五分三七秒五四・〇〇メートルの地点
- 基点二 基点一から一二〇度二八分二秒五・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点二から六一度四三分一〇秒八・八五メートルの地点
- 基点四 基点三から三一一度五一分四六秒二五九・七〇メートルの地点
- 基点五 基点四から二七五度二九分四九秒一四・五〇メートルの地点
- 基点六 基点五から一八五度二九分四九秒一七・〇〇メートルの地点
- 基点七 基点六から九五度二九分四九秒六・〇〇メートルの地点
- 基点八 基点七から一八五度二五分二三秒三〇・五〇メートルの地点
- 基点九 基点八から一三一一度二七分二六秒七四・五〇メートルの地点
- 基点十 基点九から一二四度〇七分〇三秒三八・〇〇メートルの地点
- 基点十一 基点十から一一七度四四分五九秒二五・〇〇メートルの地点

2 塩竈市中の島・貞山通地区

(一) 地域の表示

基準点と基点一を結んだ線、基点二から基点二十まで順次結んだ線、基点二十と基準点を結んだ線及び基点一から水際線に沿って基点二を結んだ線により囲まれた区域
基点二から水際線に沿って基点二十一を結んだ線、基点二十一から基点四十四まで順次結んだ線、基点四十四と基点三を結んだ線及び基点三と基点二を結んだ線により囲まれた区域
基点二十一から水際線に沿って基点四十五を結んだ線、基点四十五と基点十一を結んだ線、基点十一と基点四十六を結んだ線、基点四十六から基点八十三まで順次結んだ線、基点八十三と基点二十二を結んだ線及び基点二十二と基点二十一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基準点及び基点の表示

基準点 塩竈市牛生町六一番七二号内の地点（北緯三八度一八分二四秒三九、東経一四一度〇二分〇六秒八六）

- 基点一 基準点から二七度一四分五〇秒一三・四四メートルの地点
- 基点二 基点一から二七度一九分一八秒四六・七九メートルの地点
- 基点三 基点二から二七度一四分五〇秒三九・七五メートルの地点
- 基点四 基点三から三四一度四七分二〇秒二一五・二一メートルの地点
- 基点五 基点四から三四四度三九分〇五秒二六五・五五メートルの地点
- 基点六 基点五から〇度二分三四秒二五七・四一メートルの地点
- 基点七 基点六から一〇度五二分四〇秒一五七・六〇メートルの地点
- 基点八 基点七から三四四度〇七分三〇秒九四・九五メートルの地点
- 基点九 基点八から一四度五五分一三秒七六・六九メートルの地点
- 基点十 基点九から〇三度二一分三四秒八四・三八メートルの地点
- 基点十一 基点十から〇二度〇六分四一秒三六・五五メートルの地点
- 基点十二 基点十一から二六九度五九分二二秒八二・四八メートルの地点
- 基点十三 基点十二から一八四度一分四三秒一六五・二一メートルの地点
- 基点十四 基点十三から二五八度五八分一秒三三・八三メートルの地点
- 基点十五 基点十四から二七三度五一分一五秒一五一・〇七メートルの地点
- 基点十六 基点十五から一八三度三二分五六秒八七・七七メートルの地点

基点十七 基点十六から九二度三分三秒一六・〇六メートルの地点
 基点十八 基点十七から九七度四分二一秒八〇・七七メートルの地点
 基点十九 基点十八から一八四度二分四五秒三一八・一三メートルの地点
 基点二十 基点十九から一六五度二分六一秒五九五・八五メートルの地点
 基点二十一 基点一から四〇度二分〇一秒一〇九〇・二三メートルの地点
 基点二十二 基点二十一から二九八度三分三一秒八三・八〇メートルの地点
 基点二十三 基点二十二から二九八度三分一三秒二八・一二メートルの地点
 基点二十四 基点二十三から二〇八度四分三九秒四七・二八メートルの地点
 基点二十五 基点二十四から一一八度二分三九秒二九・七九メートルの地点
 基点二十六 基点二十五から一一八度三分四〇秒二五・八八メートルの地点
 基点二十七 基点二十六から一二八度二分五二秒七・五〇メートルの地点
 基点二十八 基点二十七から一五四度五分〇秒七・五〇メートルの地点
 基点二十九 基点二十八から一九四度四分一二秒七・五〇メートルの地点
 基点三十 基点二十九から一九四度四分三九秒九・六一メートルの地点
 基点三十一 基点三十から二〇七度五分四六秒五六・八三メートルの地点
 基点三十二 基点三十一から二〇七度七分五六秒一六一・三四メートルの地点
 基点三十三 基点三十二から一九八度二分二一秒一九・六七メートルの地点
 基点三十四 基点三十三から二〇五度一分一四秒七二・四二メートルの地点
 基点三十五 基点三十四から二〇七度五八分一六秒一六・一〇メートルの地点
 基点三十六 基点三十五から二一一度四分五四秒一五・〇四メートルの地点
 基点三十七 基点三十六から二一八度五分五三秒一八・二三メートルの地点
 基点三十八 基点三十七から二二〇度二分三一秒一六・三五メートルの地点
 基点三十九 基点三十八から二二二度二分六分五四秒四九・九七メートルの地点
 基点四十 基点三十九から二二二度三分五五秒六八・五〇メートルの地点
 基点四十一 基点四十から二二七度一分二四秒一六・二八メートルの地点
 基点四十二 基点四十一から二三三度五分四四秒一九二・〇三メートルの地点
 基点四十三 基点四十二から二三一度〇九分四〇秒八一・四三メートルの地点
 基点四十四 基点四十三から二二五度二分八分五八秒九三・二四メートルの地点
 基点四十五 基点四十四から二六九度五九分二秒二四・一五メートルの地点
 基点四十六 基点四十五から一一一度〇八分四四秒四一・〇七メートルの地点
 基点四十七 基点四十六から一二一度五二分〇四秒四八・四一メートルの地点

基点四十八 基点四十七から四四度四分三一秒一一・六四メートルの地点
 基点四十九 基点四十八から一三四度四分七秒一二・一五メートルの地点
 基点五十 基点四十九から四三度一分五八秒一二四・九四メートルの地点
 基点五十一 基点五十から三一四度三分五〇秒三九・〇九メートルの地点
 基点五十二 基点五十一から四四度三分四七秒六三・六一メートルの地点
 基点五十三 基点五十二から一三四度五分三七秒三一・一二メートルの地点
 基点五十四 基点五十三から一一一度三分五六秒三五・八四メートルの地点
 基点五十五 基点五十四から二〇四度五一分二一秒五・四五メートルの地点
 基点五十六 基点五十五から一一二度五七分二一秒三二・八六メートルの地点
 基点五十七 基点五十六から二〇四度二分五秒六三・〇七メートルの地点
 基点五十八 基点五十七から二〇四度五八分一八秒一七・五七メートルの地点
 基点五十九 基点五十八から二一九度三分三三秒一〇五・六〇メートルの地点
 基点六十 基点五十九から二二九度一分二五秒八四・一五メートルの地点
 基点六十一 基点六十から二四度五分四〇秒七・三〇メートルの地点
 基点六十二 基点六十一から一〇九度三分二六秒三四・二一メートルの地点
 基点六十三 基点六十二から一九九度四分三〇秒四・二六メートルの地点
 基点六十四 基点六十三から一〇九度三分三二秒一一三・九〇メートルの地点
 基点六十五 基点六十四から六四度一分三三秒一七・六〇メートルの地点
 基点六十六 基点六十五から五五度一分一三秒三・一三メートルの地点
 基点六十七 基点六十六から四六度一分一五秒五七・〇九メートルの地点
 基点六十八 基点六十七から三〇二度二分四六秒一二・七二メートルの地点
 基点六十九 基点六十八から三三度四分三三秒一九・一九メートルの地点
 基点七十 基点六十九から三九度二七分一二秒九・二五メートルの地点
 基点七十一 基点七十から三三度一分三三秒三・七五メートルの地点
 基点七十二 基点七十一から一二四度一分一三秒一八・八四メートルの地点
 基点七十三 基点七十二から九二度五分三八秒一四・二四メートルの地点
 基点七十四 基点七十三から五六度四分〇秒四四・一五メートルの地点
 基点七十五 基点七十四から三四度二分五三秒六九・四五メートルの地点
 基点七十六 基点七十五から三四度一分三〇秒一三・四四メートルの地点
 基点七十七 基点七十六から一〇七度三八分一〇秒三九・五五メートルの地点
 基点七十八 基点七十七から一〇七度三八分一〇秒四六・五九メートルの地点

3 塩竈市海岸通・港町地区

(一) 地域の表示

基点一から水際線に沿って基点二十五を結んだ線、基点二十五から基点三十五まで順次結んだ線及び基点三十五と基点一を結んだ線により囲まれた区域

基点二と基点三十六を結んだ線、基点三十六から基点四十一まで順次結んだ線、基点四十一と基点三を結んだ線、基点三から基点十五まで順次結んだ線及び基点十五から水際線に沿って基点二を結んだ線により囲まれた区域

基点十六と基点十七を結んだ線及び基点十七から水際線に沿って基点十六を結んだ線により囲まれた区域

基点十八と基点十九を結んだ線及び基点十九から水際線に沿って基点十八を結んだ線により囲まれた区域

基点二十から基点二十四まで順次結んだ線及び基点二十四から水際線に沿って基点二十を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基点の表示

基点一 塩竈市港町一丁目七四番の南東角の地点(北緯三八度一九分〇四秒、東経一四二度〇二分〇六秒)

基点二 基点一から三二六度二一分三九秒六六・七九メートルの地点

基点三 基点二から二七五度五〇分三秒二〇・〇〇メートルの地点

基点四 基点三から一八五度三六分一六秒一三・一九メートルの地点

基点五 基点四から二四一度二三分五二秒一〇五・九四メートルの地点

基点六 基点五から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点

基点七 基点六から三三四度一五五分二秒一七・四〇メートルの地点

基点八 基点七から二二九度二九分四二秒一七・四〇メートルの地点

基点九 基点八から二二四度四四分〇二秒一七・四〇メートルの地点

基点十 基点九から二二〇度〇〇分〇六秒一七・一九メートルの地点

基点十一 基点十から二二五度一七分五四秒一七・一九メートルの地点

基点十二 基点十一から二二〇度三五分四一秒一七・一九メートルの地点

基点十三 基点十二から二〇五度五三分二九秒一七・一九メートルの地点

基点十四 基点十三から二〇九度〇〇分三八秒一・五四メートルの地点

基点十五 基点十四から二二九度五七分〇九秒一・五四メートルの地点

基点十六 基点十五から二四〇度二七分五九秒八一・一〇メートルの地点

基点十七 基点十六から二四七度一八分二八秒四九・九七メートルの地点

基点十八 基点十七から二四七度一八分二八秒四・四八メートルの地点

基点十九 基点十八から二四七度一八分二八秒四五・一メートルの地点

基点二十 基点十九から二四七度一八分二八秒一四一・四四メートルの地点

基点二十一 基点二十から二四七度一八分二八秒三五・七九メートルの地点

基点二十二 基点二十一から一六二度〇二分四五秒四・一〇メートルの地点

基点二十三 基点二十二から二四二度〇八分三三秒九・三六メートルの地点

基点二十四 基点二十三から一九一度〇八分二七秒一八・四九メートルの地点

基点二十五 基点二十四から一九一度〇八分二七秒一七・五一メートルの地点

基点二十六 基点二十五から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点

基点二十七 基点二十六から一九九度三四分三二秒一〇・二二メートルの地点

基点二十八 基点二十七から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点

基点二十九 基点二十八から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点

基点三十 基点二十九から七五度〇〇分〇〇秒二〇四・五五メートルの地点

基点三十一 基点三十から九三度二五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点

基点三十二 基点三十一から九三度二五分〇〇秒二八五・七六メートルの地点

基点三十三 基点三十二から九三度二五分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点

基点三十四 基点三十三から二二〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点

基点三十五 基点三十四から一八〇度〇〇分〇〇秒五〇・〇〇メートルの地点

基点三十六 基点三十五から三五一度五四分五三秒七一・二七メートルの地点

基点三十七 基点三十六から二五五度二八分〇七秒二〇・一二メートルの地点

基点三十八 基点三十七から三二二度一五分三四秒二二・二五メートルの地点

基点三十九 基点三十八から二三九度二三分〇八秒一九・九四メートルの地点

基点四十 基点三十九から一四〇度四七分五五秒三八・八六メートルの地点

基点四十一 基点四十から七五度二七分五五秒九・一四メートルの地点

○宮城県告示第三百四十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、御崎港気仙沼市崎浜地区に係る港湾隣接地域を次のとおり指定する。また、平成二十年宮城県告示第六百二十号で指定した御崎港気仙沼市下の浜地区に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定及び変更年月日

平成二十七年三月二十七日

二 指定及び変更後の区域

1 気仙沼市崎浜地区

(一) 地域の表示

基点一から基点八まで順次結んだ線、基点一と基点九を結んだ線及び基点九から水際線に沿って基点八を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基準点及び基点の表示

基準点 気仙沼市唐桑町崎浜の一級基準点K一―一（北緯三八度五一分四四秒、東経一四一度四〇分一〇秒）

- 基点一 基準点から一四七度〇〇分〇五秒七三・五二メートルの地点
- 基点二 基点一から五四度四二分五一秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点二から三三四度四二分四六秒一三九・〇一メートルの地点
- 基点四 基点三から二三四度一五分〇九秒三〇・八九メートルの地点
- 基点五 基点四から一八四度五六分二四秒二〇・七五メートルの地点
- 基点六 基点五から二五三度三三分一〇秒四〇・九六メートルの地点
- 基点七 基点六から一六三度三三分一二秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点八 基点七から一六二度二三分二八秒一八・四七メートルの地点
- 基点九 基点一から二三九度一〇分〇六秒一九・一九メートルの地点

(一) 地域の表示

基点一から基点七まで順次結んだ線、基点一と基点八を結んだ線、基点八と基点九を結んだ線及び基点九から水際線に沿って基点七を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基準点及び基点の表示

基準点 気仙沼市唐桑町崎浜九八番一地内の点（北緯三八度五一分四五秒三五〇七七、東経一四一度三九分五九秒五九一八五）

基点一 基準点から一七一度二〇分三九秒三六・七四メートルの地点

- 基点二 基点一から二〇度四三分四七秒三四・四八メートルの地点
- 基点三 基点二から三一一度一〇分〇九秒三四・二九メートルの地点
- 基点四 基点三から二九七度〇四分〇七秒五六・六〇メートルの地点
- 基点五 基点四から二六九分三三分四三秒八二・〇二メートルの地点
- 基点六 基点五から一八〇度〇〇分〇〇秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点七 基点六から一四八度〇四分二〇秒五二・七八メートルの地点
- 基点八 基点一から二四〇度〇三分四七秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点九 基点八から三二二度二三分一〇秒五・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第三百四十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第一項の規定により、昭和三十八年宮城県告示第二百六十二号で指定した女川港牡鹿郡女川町崎山地区に係る港湾隣接地域を次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定及び変更年月日

平成二十七年三月二十七日

二 変更後の区域

1 牡鹿郡女川町崎山地区

(一) 地域の表示

基点一から基点十九まで順次結んだ線及び基点十九から水際線に沿って基点一を結んだ線により囲まれた区域

基点二十から基点二十六まで順次結んだ線及び基点二十六から水際線に沿って基点二十を結んだ線により囲まれた区域

(二) 基準点及び基点の表示

基準点 牡鹿郡女川町宮ヶ崎七三―三地先二級基準点二―N〇・二（北緯三八度二六分五二秒〇八三四、東経一四一度二七分一七秒〇五三六）

- 基点一 基準点から一〇五度四五分四五秒五〇五・〇九メートルの地点
- 基点二 基点一から三三七度一六分四三秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点二から六七度一六分四三秒四・四三メートルの地点
- 基点四 基点三から一九度一九分一三秒〇・〇六メートルの地点

- 基点五 基点四から一二五度〇二分一四秒一五・一七メートルの地点
- 基点六 基点五から一三一度〇一分〇五秒一五・一六メートルの地点
- 基点七 基点六から一三五度五〇分三四秒二二・一六メートルの地点
- 基点八 基点七から一四〇度四八分一四秒三〇・〇六メートルの地点
- 基点九 基点八から一四〇度二分五六秒一五・〇〇メートルの地点
- 基点十 基点九から一四〇度一〇分二八秒一五・〇〇メートルの地点
- 基点十一 基点十から一四〇度四二分三三秒一五・〇〇メートルの地点
- 基点十二 基点十一から一四〇度三三分三三秒一五・〇〇メートルの地点
- 基点十三 基点十二から一四〇度二六分三一秒三〇・〇〇メートルの地点
- 基点十四 基点十三から五〇度二六分三一秒一・一〇メートルの地点
- 基点十五 基点十四から一四〇度二六分三一秒一・〇〇メートルの地点
- 基点十六 基点十五から一七八度五六分三三秒二・八一メートルの地点
- 基点十七 基点十六から一三〇度二六分三一秒〇・九〇メートルの地点
- 基点十八 基点十七から二八一度五六分二八秒二・八一メートルの地点
- 基点十九 基点十八から二九三度三八分五三秒五四・三八メートルの地点
- 基点二十 基準点から一一九度二三分〇一秒六四〇・五五メートルの地点
- 基点二十一 基点二十から五〇度二六分三六秒九八・六二メートルの地点
- 基点二十二 基点二十一から一一一度三七分五七秒三・四二メートルの地点
- 基点二十三 基点二十二から一四〇度二六分三六秒一・〇〇メートルの地点
- 基点二十四 基点二十三から二三〇度二六分三六秒一・一〇メートルの地点
- 基点二十五 基点二十四から一四〇度二六分三六秒八一・〇〇メートルの地点
- 基点二十六 基点二十五から二三〇度二六分三六秒六五・八三メートルの地点

○宮城県告示第三百四十二号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和三十九年宮城県告示第五百七十五号で指定した宮城県三陸南沿岸女川港海岸崎山地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十七日

一 指定する海岸の名称

宮城県三陸南沿岸女川港海岸崎山地区海岸

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点六十三まで順次結んだ線及び基点六十三と基点一を結んだ線により囲まれた区域
基点六十四から基点七十三まで順次結んだ線及び基点七十三と基点六十四を結んだ線により囲まれた区域、ただし、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の規定により指定された保安林を除く。

2 基準点及び基点の表示

- 基準点 牡鹿郡女川町宮ヶ崎七三―三地先二級基準点二―N〇・二（北緯三八度二六分五二・秒〇八三四、東経一四一度二七分一七秒〇五三六）
- 基点一 基準点から九四度〇三分四三秒三三三・八二メートルの地点
- 基点二 基点一から八四度一五分二四秒一四・〇六メートルの地点
- 基点三 基点二から八八度〇六分三三秒一〇・六〇メートルの地点
- 基点四 基点三から八七度三二分五四秒七・六一メートルの地点
- 基点五 基点四から八七度〇九分〇六秒九・七二メートルの地点
- 基点六 基点五から九〇度五一分四一秒一五・一三メートルの地点
- 基点七 基点六から九五度五三分一五秒一五・一七メートルの地点
- 基点八 基点七から一〇一度三六分一七秒一五・一八メートルの地点
- 基点九 基点八から一〇七度四一分五四秒一五・一八メートルの地点
- 基点十 基点九から一三三度二四分五四秒一五・一八メートルの地点
- 基点十一 基点十から一一九度一九分一三秒一五・一八メートルの地点
- 基点十二 基点十一から一二五度〇二分一四秒一五・一七メートルの地点
- 基点十三 基点十二から一三一度〇一分〇五秒一五・一六メートルの地点
- 基点十四 基点十三から一三五度五〇分三四秒二二・一六メートルの地点
- 基点十五 基点十四から一四〇度四八分一四秒三〇・〇六メートルの地点
- 基点十六 基点十五から一四〇度二分五六秒一五・〇〇メートルの地点
- 基点十七 基点十六から一四〇度一〇分二八秒一五・〇〇メートルの地点
- 基点十八 基点十七から一四〇度四二分三三秒一五・〇〇メートルの地点
- 基点十九 基点十八から一四〇度三三分二秒一五・〇〇メートルの地点
- 基点二十 基点十九から一四〇度二六分三一秒三〇・〇〇メートルの地点
- 基点二十一 基点二十から五〇度二六分三一秒一・一〇メートルの地点
- 基点二十二 基点二十一から一四〇度二六分三一秒一・〇〇メートルの地点

基点二十三 基点二十二から一七八度五十分三三秒二・八一メートルの地点
 基点二十四 基点二十三から二三〇度二六分三一秒〇・九〇メートルの地点
 基点二十五 基点二十四から二八一度五十分二八秒二・八一メートルの地点
 基点二十六 基点二十五から三二〇度二六分三一秒一・〇〇メートルの地点
 基点二十七 基点二十六から五〇度二六分三一秒〇・七〇メートルの地点
 基点二十八 基点二十七から三二〇度二六分三一秒四四・六四メートルの地点
 基点二十九 基点二十八から二三〇度二六分三一秒〇・四二メートルの地点
 基点三十 基点二十九から三二〇度二六分三一秒七五・二九メートルの地点
 基点三十一 基点三十から三一四度四一分一七秒二一・六一メートルの地点
 基点三十二 基点三十一から三一三度五〇分四五秒二・三五メートルの地点
 基点三十三 基点三十二から三一二度四二分四九秒四・六四メートルの地点
 基点三十四 基点三十三から三一〇度二二分一六秒四・六四メートルの地点
 基点三十五 基点三十四から三〇八度三二分一八秒四・六四メートルの地点
 基点三十六 基点三十五から三〇六度四二分一九秒四・六四メートルの地点
 基点三十七 基点三十六から三〇四度五二分二一秒四・六四メートルの地点
 基点三十八 基点三十七から三〇三度〇二分二秒四・六四メートルの地点
 基点三十九 基点三十八から三〇一度二二分一九秒四・六四メートルの地点
 基点四十 基点三十九から二九九度二二分二秒四・六四メートルの地点
 基点四十一 基点四十から二九七度三二分三六秒四・六四メートルの地点
 基点四十二 基点四十一から二九五度四二分一九秒四・六四メートルの地点
 基点四十三 基点四十二から二九三度五二分四一秒四・六四メートルの地点
 基点四十四 基点四十三から二九二度〇二分三二秒四・六四メートルの地点
 基点四十五 基点四十四から二九〇度二二分三四秒四・六四メートルの地点
 基点四十六 基点四十五から二八八度二二分三四秒四・六四メートルの地点
 基点四十七 基点四十六から二八六度三二分三七秒四・六四メートルの地点
 基点四十八 基点四十七から二八四度四一分三九秒四・六四メートルの地点
 基点四十九 基点四十八から二八二度五二分二九秒四・六四メートルの地点
 基点五十 基点四十九から二八一度〇二分三七秒四・六四メートルの地点
 基点五十一 基点五十から二七九度一三分五九秒四・六四メートルの地点
 基点五十二 基点五十一から二七七度二二分〇四秒四・六四メートルの地点
 基点五十三 基点五十二から二七五度三三分二八秒四・六四メートルの地点

基点五十四 基点五十三から二七二度四四分五四秒四・六四メートルの地点
 基点五十五 基点五十四から二七一〇度七分三八秒四・六四メートルの地点
 基点五十六 基点五十五から二六九度五四分〇〇秒四・六四メートルの地点
 基点五十七 基点五十六から二六八度四分五七秒四・六四メートルの地点
 基点五十八 基点五十七から二六七度三七分二五秒四・六四メートルの地点
 基点五十九 基点五十八から二六六度四分三六秒四・六四メートルの地点
 基点六十 基点五十九から二六六度〇二分一〇秒四・六四メートルの地点
 基点六十一 基点六十から二六五度三五分四八秒一・九六メートルの地点
 基点六十二 基点六十一から二六四度四八分二六秒二・四五メートルの地点
 基点六十三 基点六十二から二六四度一五分二三秒一三・九八メートルの地点
 基点六十四 基準点から一一一度四一分五〇秒六八・七九メートルの地点
 基点六十五 基点六十四から五〇度二六分三六秒〇・九〇メートルの地点
 基点六十六 基点六十五から一一一度三七分五七秒三・四二メートルの地点
 基点六十七 基点六十六から一四〇度二六分三六秒一・〇〇メートルの地点
 基点六十八 基点六十七から二三〇度二六分三六秒一・一〇メートルの地点
 基点六十九 基点六十八から一四〇度二六分三六秒八・〇〇メートルの地点
 基点七十 基点六十九から二三〇度二六分三六秒二・四〇メートルの地点
 基点七十一 基点七十から三二〇度二六分三六秒八一・〇〇メートルの地点
 基点七十二 基点七十一から二三〇度二六分三六秒〇・七〇メートルの地点
 基点七十三 基点七十二から三二〇度二六分三六秒一・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第三百四十三号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十九年宮城県告示第三百七十七号で指定した宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港仙台港区海岸蒲生地区中野地先海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。
 平成二十七年三月二十七日

一 指定する海岸の名称
 宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港仙台港区海岸蒲生地区中野地先海岸

二 指定する区域
 1 区域の表示
 基点一と基点四まで順次結んだ線、基点四と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点三まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

順次結んだ線、補助点三と基点五を結んだ線、基点五から基点十二まで順次結んだ線及び基点十二と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 仙台市中野字高松地内北防波堤取付部(北緯三八度一六分二一秒六八〇一〇、東経一四一度〇二分二四秒七三九八四)

基点一 基準点から三五四度四一分五〇秒五五・〇〇メートルの地点

基点二 基点一から六〇度三六分五〇秒三六〇・〇〇メートルの地点

基点三 基点二から三三七度五八分三〇秒三七七・〇〇メートルの地点

基点四 基点三から五九度三〇分三〇秒一〇二・〇〇メートルの地点

基点五 基準点から二八八度四五分二五秒九八〇・五九メートルの地点

基点六 基点五から二八八度四五分〇六秒三・五一メートルの地点

基点七 基点六から三五五度二〇分五九秒一二二・七六メートルの地点

基点八 基点七から一八度五〇分一秒四四〇・〇五メートルの地点

基点九 基点八から三三度三四分一二秒六〇・一〇メートルの地点

基点十 基点九から一〇八度四八分五〇秒九・〇〇メートルの地点

基点十一 基点十から一九八度四八分五〇秒四九六・〇〇メートルの地点

基点十二 基点十一から一七五度一二分四三秒七〇・〇〇メートルの地点

補助点一 基点二から一〇九度一七分五〇秒一三三・〇〇メートルの地点

補助点二 基準点から一七四度四一分五〇秒五五・〇〇メートルの地点

補助点三 基点五から一九八度五六分五〇秒四九・三八メートルの地点

○宮城県告示第三百四十四号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、平成十四年宮城県告示第千九百十五号で指定した宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸中の島・貞山通地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸中の島・貞山通地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基準点と基点一を結んだ線、基点一から基点二十八まで順次結んだ線及び基点二十八と基準点

を結んだ線により囲まれた区域

基準点と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点九まで順次結んだ線、補助点九と基点七十五を結んだ線、基点七十五と基点二十九を結んだ線、基点二十九から基点四十二まで順次結んだ線、基点四十二と基点九を結んだ線、基点九と基点八を結んだ線、基点八と基点四十三を結んだ線、基点四十三から基点七十四まで順次結んだ線、基点七十四と基点一を結んだ線及び基点一と基準点を結んだ線により囲まれた区域

基点七十五から基点百十六まで順次結んだ線、基点百十六と基点二十九を結んだ線及び基点二十九と基点七十五を結んだ線により囲まれた区域

基点百十七から基点百二十七まで順次結んだ線、基点百二十七と基点四十一を結んだ線、基点四十一と基点四十を結んだ線、基点四十と基点三十九を結んだ線、基点三十九と基点百二十八を結んだ線、基点百二十八から基点百三十六まで順次結んだ線、基点百三十六と基点百二十八を結んだ線及び基点三十六と基点百十七を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 塩竈市牛生町六一番七二号内の地点(北緯三八度一八分二四秒三九、東経一四一度〇二分〇六秒八六)

基点一 基準点から二七度一四分五〇秒九九・九八メートルの地点

基点二 基点一から三四一度四七分二〇秒二二五・二一メートルの地点

基点三 基点二から三四四度三九分〇五秒二六五・五五メートルの地点

基点四 基点三から〇度〇二分三四秒二五七・四一メートルの地点

基点五 基点四から一〇度五二分四〇秒一五七・六〇メートルの地点

基点六 基点五から三四度〇七分三〇秒九四・九五メートルの地点

基点七 基点六から一四度五五分一三秒七六・六九メートルの地点

基点八 基点七から〇三度二一分三四秒八四・三八メートルの地点

基点九 基点八から〇二度〇六分四一秒三六・五五メートルの地点

基点十 基点九から二六九度五九分二二秒八二・四八メートルの地点

基点十一 基点十から一八四度一分四三秒一六五・二一メートルの地点

基点十二 基点十一から二五八度五八分一一秒三三・八三メートルの地点

基点十三 基点十二から二七三度五一分一五秒二一一・九八メートルの地点

基点十四 基点十三から二三一度一五分二五秒五三・二三メートルの地点

基点十五 基点十四から二一四度一三分三三秒一〇四・九三メートルの地点

基点十六 基点十五から一五五度五二分五三秒一六七・六二メートルの地点

基点十七 基点十六から一一三度四三分一一秒一二八・八五メートルの地点
 基点十八 基点十七から一七度四九分四三秒三九・〇四メートルの地点
 基点十九 基点十八から三〇八度一八分〇三秒六七・八九メートルの地点
 基点二十 基点十九から三二五度〇七分〇九秒六七・八九メートルの地点
 基点二十一 基点二十から五五度五四分一八秒四二・五〇メートルの地点
 基点二十二 基点二十一から〇三度二一分一三秒四九・九七メートルの地点
 基点二十三 基点二十二から六七度〇一分二六秒四二・一〇メートルの地点
 基点二十四 基点二十三から九七度三八分一四秒一四三・五七メートルの地点
 基点二十五 基点二十四から九二度二三分五一秒一三二・一六メートルの地点
 基点二十六 基点二十五から九七度四二分二一秒八〇・七七メートルの地点
 基点二十七 基点二十六から一八四度二五分四五秒三一八・一三メートルの地点
 基点二十八 基点二十七から一六五度二六分一一秒五九五・八五メートルの地点
 基点二十九 補助点九から二九八度三〇分三三秒一二二・四八メートルの地点
 基点三十 基点二十九から二九八度三〇分一三秒二一九・一四メートルの地点
 基点三十一 基点三十から二二二度三五分〇六秒一五・九六メートルの地点
 基点三十二 基点三十一から二九九度〇五分二八秒八五・〇七メートルの地点
 基点三十三 基点三十二から三三三度五七分三〇秒三二・四二メートルの地点
 基点三十四 基点三十三から二八九度一八分〇五秒五一・一九メートルの地点
 基点三十五 基点三十四から一九度四八分二一秒五・二四メートルの地点
 基点三十六 基点三十五から三〇九度一四分五〇秒一三三・一四メートルの地点
 基点三十七 基点三十六から二八五度一〇分四二秒六二・九二メートルの地点
 基点三十八 基点三十七から三〇四度〇六分〇七秒三七・一五メートルの地点
 基点三十九 基点三十八から四四度五二分二六秒九・〇一メートルの地点
 基点四十 基点三十九から三二四度四五分〇四秒一二・一五メートルの地点
 基点四十一 基点四十から二二四度〇四分三五秒一一・六四メートルの地点
 基点四十二 基点四十一から三〇一度五一分四〇秒四八・四一メートルの地点
 基点四十三 基点四十二から一〇一度〇六分五七秒六・四八メートルの地点
 基点四十四 基点四十三から一〇六度〇六分〇八秒四・六六メートルの地点
 基点四十五 基点四十四から一〇八度三三分〇九秒七・五六メートルの地点
 基点四十六 基点四十五から一一四度〇二分三八秒七・四九メートルの地点
 基点四十七 基点四十六から一二〇度〇七分三五秒七・五二メートルの地点

基点四十八 基点四十七から二二二度四三分二八秒四・九九メートルの地点
 基点四十九 基点四十八から二二四度一五分〇一秒六一・四九メートルの地点
 基点五十 基点四十九から一二四度〇六分一〇秒二二六・一〇メートルの地点
 基点五十一 基点五十から一二二度一四分四六秒二七・九四メートルの地点
 基点五十二 基点五十一から二二一度二分〇五秒三四・三五メートルの地点
 基点五十三 基点五十二から一一八度五七分三〇秒一二〇・二七メートルの地点
 基点五十四 基点五十三から一一八度五六分五二秒一三七・六一メートルの地点
 基点五十五 基点五十四から一一八度二九分三八秒六四・二七メートルの地点
 基点五十六 基点五十五から二八度一七分二五秒二五・八八メートルの地点
 基点五十七 基点五十六から二二八度二五分五二秒七・五〇メートルの地点
 基点五十八 基点五十七から二五四度五〇分五〇秒七・五〇メートルの地点
 基点五十九 基点五十八から一九四度四八分一二秒七・五〇メートルの地点
 基点六十 基点五十九から一九四度四五分三九秒九・六一メートルの地点
 基点六十一 基点六十から二〇七度五三分四六秒五六・八三メートルの地点
 基点六十二 基点六十一から二〇七度〇七分五六秒六一・三四メートルの地点
 基点六十三 基点六十二から一九八度二八分二一秒一九・六七メートルの地点
 基点六十四 基点六十三から二〇五度〇一分一四秒七二・四二メートルの地点
 基点六十五 基点六十四から二〇七度五八分一六秒一六・一〇メートルの地点
 基点六十六 基点六十五から二二一度四六分五四秒一五・〇四メートルの地点
 基点六十七 基点六十六から二一八度五五分五三秒一八・二三メートルの地点
 基点六十八 基点六十七から二二〇度二一分三二秒一六・三五メートルの地点
 基点六十九 基点六十八から二二二度二六分五四秒四九・九七メートルの地点
 基点七十 基点六十九から二二二度三一分五五秒六八・五〇メートルの地点
 基点七十一 基点七十から二二七度一一分二四秒一六・二八メートルの地点
 基点七十二 基点七十一から三三二度五五分四四秒一九二・〇三メートルの地点
 基点七十三 基点七十二から三三一一度〇九分四〇秒八一・四三メートルの地点
 基点七十四 基点七十三から三二五度二八分五八秒九三・二四メートルの地点
 基点七十五 基点七十四から二九八度三〇分三三秒一二二・四八メートルの地点
 基点七十六 補助点九から二九八度三〇分三三秒一二二・四八メートルの地点
 基点七十七 基点七十五から二八度二三分四五秒一九三・五八メートルの地点
 基点七十八 基点七十七から三〇〇度三二分一八秒一二四・九七メートルの地点
 基点七十九 基点七十八から三二二度五七分五六秒八二・五六メートルの地点

基点七十九 基点七十八から三〇二度三四分一七秒六五・七二メートルの地点
 基点八十 基点七十九から二三七度三〇分三六秒三九・二七メートルの地点
 基点八十一 基点八十から三〇二度三一分一六秒三三・七一メートルの地点
 基点八十二 基点八十一から二一二度三一分一六秒二八・九七メートルの地点
 基点八十三 基点八十二から二三六度五三分〇秒七三・二四メートルの地点
 基点八十四 基点八十三から二七二度五三分〇秒一・七六メートルの地点
 基点八十五 基点八十四から三〇四度一分一秒三三・五九メートルの地点
 基点八十六 基点八十五から二一二度二分三三秒二三・〇一メートルの地点
 基点八十七 基点八十六から二一九度二分三三秒九・一六メートルの地点
 基点八十八 基点八十七から二一二度二分三三秒四〇・六七メートルの地点
 基点八十九 基点八十八から二一二度二分四六秒七・六九メートルの地点
 基点九十 基点八十九から二二六度一分一秒二九・九八メートルの地点
 基点九十一 基点九十から二四四度一分三秒五七・六五メートルの地点
 基点九十二 基点九十一から二八九度三分三二秒一三七・五四メートルの地点
 基点九十三 基点九十二から二五度五分一四秒四・〇一メートルの地点
 基点九十四 基点九十三から二八九度三分三九秒二〇・八一メートルの地点
 基点九十五 基点九十四から二〇四度五二分三八秒二〇・四〇メートルの地点
 基点九十六 基点九十五から二二九度一分二七秒二〇・六五メートルの地点
 基点九十七 基点九十六から二四度五二分四〇秒七・三〇メートルの地点
 基点九十八 基点九十七から一〇九度三分二六秒三四・二一メートルの地点
 基点九十九 基点九十八から一九九度四三分三〇秒四・二六メートルの地点
 基点百 基点九十九から一〇九度三分二二秒一一三・九〇メートルの地点
 基点百一 基点百から六四度一分三秒一七・六〇メートルの地点
 基点百二 基点百一から五五度一分一秒三三・一三メートルの地点
 基点百三 基点百二から四六度一分一秒五七・〇九メートルの地点
 基点百四 基点百三から三〇二度二分四六秒一二・七二メートルの地点
 基点百五 基点百四から三三度四二分三七秒一九・一九メートルの地点
 基点百六 基点百五から三九度二七分二秒九・二五メートルの地点
 基点百七 基点百六から三三度一分三秒三三・七五メートルの地点
 基点百八 基点百七から二四度一分一秒一八・八四メートルの地点
 基点百九 基点百八から九二度五三分一八秒一四・二四メートルの地点

基点百十 基点百九から五六度四〇分四〇秒八三・七五メートルの地点
 基点百十一 基点百十から三二度三一分一六秒一三・二九メートルの地点
 基点百十二 基点百十一から二一二度三一分一七秒二六・四五メートルの地点
 基点百十三 基点百十二から五七度三〇分四一秒三九・二六メートルの地点
 基点百十四 基点百十三から二二二度四分一七秒三二・八三メートルの地点
 基点百十五 基点百十四から二一二度五七分五六秒八三・二九メートルの地点
 基点百十六 基点百十五から二二〇度三分三三秒一二六・五六メートルの地点
 基点百十七 基点百十六から二二九度一分五秒二二・〇〇メートルの地点
 基点百十八 基点百十七から三八度二分三八秒一〇八・三〇メートルの地点
 基点百十九 基点百十八から二四度五八分一八秒一九・九六メートルの地点
 基点百二十 基点百十九から二四度二分九秒八三・六九メートルの地点
 基点百二十一 基点百二十から二九二度五七分二三秒三二・七二メートルの地点
 基点百二十二 基点百二十一から二四度五一分五秒三六・〇六メートルの地点
 基点百二十三 基点百二十二から二九一度一分二九秒五三・〇〇メートルの地点
 基点百二十四 基点百二十三から三二四度五〇分三七秒四六・九八メートルの地点
 基点百二十五 基点百二十四から二二四度三七分四七秒一〇三・七三メートルの地点
 基点百二十六 基点百二十五から一三四度三〇分五二秒三九・一一メートルの地点
 基点百二十七 基点百二十六から二二四度三五分四三秒一一八・八九メートルの地点
 基点百二十八 基点百二十七から四三度一分五八秒一二四・九四メートルの地点
 基点百二十九 基点百二十八から三二四度三〇分五〇秒三九・〇九メートルの地点
 基点百三十 基点百二十九から四四度三七分四七秒六三・六一メートルの地点
 基点百三十一 基点百三十から一三四度五〇分三七秒三一・一二メートルの地点
 基点百三十二 基点百三十一から一一一度〇三分五秒三五・八四メートルの地点
 基点百三十三 基点百三十二から二〇四度五一分二秒五・四五メートルの地点
 基点百三十四 基点百三十三から一一二度五七分二三秒三三・八六メートルの地点
 基点百三十五 基点百三十四から二〇四度二九分〇五秒六三・〇七メートルの地点
 基点百三十六 基点百三十五から二〇四度五八分一八秒一七・五七メートルの地点
 補助点一 基準点から六五度二〇分一秒一二五・九四メートルの地点
 補助点二 補助点一から四七度四八分一五秒四四・四三メートルの地点
 補助点三 補助点二から四七度四八分一五秒一七一・二六メートルの地点
 補助点四 補助点三から五二度五六分四六秒一九四・九五メートルの地点

補助点五 補助点四から四三度二五分四四秒九二・四一メートルの地点
 補助点六 補助点五から四〇度三五分五九秒九五・〇〇メートルの地点
 補助点七 補助点六から二六度二七分四七秒一一・〇八メートルの地点
 補助点八 補助点七から二七度三〇分三三秒二五七・五一メートルの地点
 補助点九 補助点八から二六度五六分五二秒四七・〇七メートルの地点
 ○宮城県告示第三百四十五号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、平成二十六年宮城県告示第二百五十五号で指定した宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸の海岸保全区域を、次のとおり変更する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称
 宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸海岸通・港町地区海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点二十まで順次結んだ線、補助点二十と基点二を結んだ線、基点二と基点三十三を結んだ線、基点三十三から基点六十二まで順次結んだ線、基点六十二と基点三を結んだ線、基点三から基点三十二まで順次結んだ線及び基点三十二と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基点及び補助点の表示

基点一 塩竈市港町一丁目七四番の南東角の地点(北緯三八度一九分〇四秒、東経一四一度〇二分〇六秒)

- 基点一 補助点二十から〇五度三六分一六秒二三・七八メートルの地点
- 基点二 基点二から二七五度五〇分一三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点三から一八五度三六分一六秒一三・一九メートルの地点
- 基点四 基点四から二四一度二三分五二秒一〇・五・九四メートルの地点
- 基点五 基点五から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点六 基点六から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点七 基点六から二三九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点八 基点七から二二九度二九分四二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点九 基点八から二二四度四分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点十 基点九から二二〇度〇〇分〇六秒一七・一九メートルの地点

- 基点十一 基点十から二二五度一七分五四秒一七・一九メートルの地点
- 基点十二 基点十一から二二〇度三五分四一秒一七・一九メートルの地点
- 基点十三 基点十二から二〇五度五三分二九秒一七・一九メートルの地点
- 基点十四 基点十三から二〇九度〇〇分三八秒一一・五四メートルの地点
- 基点十五 基点十四から二一九度五七分〇九秒一一・五四メートルの地点
- 基点十六 基点十五から二三〇度五三分四一秒一一・五四メートルの地点
- 基点十七 基点十六から二四一度五〇分一二秒一一・五四メートルの地点
- 基点十八 基点十七から二四七度一八分二八秒三二四・五二メートルの地点
- 基点十九 基点十八から一六二度〇二分四五秒四・一〇メートルの地点
- 基点二十 基点十九から二四二度〇八分三三秒九・三六メートルの地点
- 基点二十一 基点二十から一九一度〇八分二七秒一八・四九メートルの地点
- 基点二十二 基点二十一から一九一度〇八分二七秒一七・五一メートルの地点
- 基点二十三 基点二十二から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点
- 基点二十四 基点二十三から一九九度三四分三二秒一〇・二二メートルの地点
- 基点二十五 基点二十四から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点
- 基点二十六 基点二十五から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点
- 基点二十七 基点二十六から七五度〇〇分〇秒二〇四・五五メートルの地点
- 基点二十八 基点二十七から九三度二五分〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点
- 基点二十九 基点二十八から九三度二五分〇〇秒二八五・七六メートルの地点
- 基点三十 基点二十九から九三度二五分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三十一 基点三十から二二〇度〇〇分〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三十二 基点三十一から一八〇度〇〇分〇秒五〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三十三 基点三十二から三五一度五四分五三秒七一・二七メートルの地点
- 基点三十四 基点三十三から二五五度二八分〇七秒二〇・一一メートルの地点
- 基点三十五 基点三十四から三三三度一五分三四秒二八・九八メートルの地点
- 基点三十六 基点三十五から六〇度三〇分二〇秒二六・一五メートルの地点
- 基点三十七 基点三十六から五八度二三分五三秒八・〇九メートルの地点
- 基点三十八 基点三十七から五八度二三分五四秒八四・〇四メートルの地点
- 基点三十九 基点三十八から五九度二七分二七秒四〇・三九メートルの地点
- 基点四十 基点三十九から六一度二四分四二秒八七・六四メートルの地点
- 基点四十一 基点四十から七三度〇六分一九秒二七・五一メートルの地点

基点四十二 基点四十一から七九度二分五五秒二八・五九メートルの地点
 基点四十三 基点四十二から八二度一五分〇七秒五四・八五メートルの地点
 基点四十四 基点四十三から八八度三二分四六秒三・三六メートルの地点
 基点四十五 基点四十四から一七〇度四一分五三秒一五・五八メートルの地点
 基点四十六 基点四十五から八一度三五分二九秒四六・五七メートルの地点
 基点四十七 基点四十六から八四度四三分三秒五・二九メートルの地点
 基点四十八 基点四十七から三五九度五九分一二秒二〇・〇三メートルの地点
 基点四十九 基点四十八から二六四度五三分二一秒八・二三メートルの地点
 基点五十 基点四十九から二六一度三五分二九秒二六・八八メートルの地点
 基点五十一 基点五十から三五〇度四一分五三秒一三・三二メートルの地点
 基点五十二 基点五十一から二六八度三二分四六秒二一・八九メートルの地点
 基点五十三 基点五十二から二六二度一五分〇七秒五六・四五メートルの地点
 基点五十四 基点五十三から二五九度二二分五五秒三〇・一九メートルの地点
 基点五十五 基点五十四から二五三度〇六分一九秒三〇・六六メートルの地点
 基点五十六 基点五十五から二四一度二四分四二秒九〇・〇三メートルの地点
 基点五十七 基点五十六から二三九度二七分二七秒四〇・九一メートルの地点
 基点五十八 基点五十七から二三八度二三分五四秒八四・二三メートルの地点
 基点五十九 基点五十八から二三八度二三分五三秒七・七三メートルの地点
 基点六十 基点五十九から二四〇度三〇分二〇秒四九・五〇メートルの地点
 基点六十一 基点六十から一四〇度四七分五五秒六六・三二メートルの地点
 基点六十二 基点六十一から七五度二七分五一秒九・一四メートルの地点
 補助点一 基点一から一四度四七分三八秒一八八・〇九メートルの地点
 補助点二 補助点一から二七六度一九分五六秒三四六・八一メートルの地点
 補助点三 補助点二から二七三度二四分五七秒二八五・一五メートルの地点
 補助点四 補助点三から二七三度二四分五七秒九〇・〇〇メートルの地点
 補助点五 補助点四から二五〇度〇五分五九秒一七九・〇二メートルの地点
 補助点六 補助点五から三四四度一〇分二〇秒五三・九二メートルの地点
 補助点七 補助点六から六六度四四分〇六秒二八〇・六八メートルの地点
 補助点八 補助点七から六一度五〇分一二秒一五・三五メートルの地点
 補助点九 補助点八から五〇度二一分〇四秒一五・三五メートルの地点
 補助点十 補助点九から四〇度〇五分一七秒一四・九七メートルの地点

補助点十一 補助点十から二九度二六分一三秒一四・九七メートルの地点
 補助点十二 補助点十一から二五度四一分二三秒一五・七四メートルの地点
 補助点十三 補助点十二から三〇度二七分〇三秒一五・七四メートルの地点
 補助点十四 補助点十三から三五度一二分四二秒一五・七四メートルの地点
 補助点十五 補助点十四から三九度五八分二一秒一五・七四メートルの地点
 補助点十六 補助点十五から四四度四四分〇二秒一五・七四メートルの地点
 補助点十七 補助点十六から四九度二六分四二秒一五・七四メートルの地点
 補助点十八 補助点十七から五四度一五分二一秒一五・七四メートルの地点
 補助点十九 補助点十八から五九度〇一分〇二秒一五・七四メートルの地点
 補助点二十 補助点十九から六一度二三分五二秒一六・五三メートルの地点
 ○宮城県告示第三百四十六号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十七年宮城県告示第三百四十二号で指定した宮城県三陸南沿岸女川港海岸崎山地区海岸のうち、女川港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。
 平成二十七年三月二十七日

一 海岸の名称
 宮城県三陸南沿岸女川港海岸崎山地区海岸

二 区域

1 区域の表示

基点一から基点六十三まで順次結んだ線及び基点六十三と基点一を結んだ線により囲まれた区域

基点六十四から基点七十三まで順次結んだ線及び基点七十三と基点六十四を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基準点及び基点の表示

基準点 牡鹿郡女川町宮ヶ崎七三―三地先二級基準点二―NO・二（北緯三八度二六分五二・秒〇八三四、東経一四一度二七分一七秒〇五三六）
 基点一 基準点から九四度〇三分四三秒三三三・八二メートルの地点
 基点二 基点一から八四度一五分二四秒一四・〇六メートルの地点
 基点三 基点二から八八度〇六分三五秒一〇・六〇メートルの地点

基点四 基点三から八七度三二分五四秒七・六一メートルの地点
 基点五 基点四から八七度〇九分〇六秒九・七二メートルの地点
 基点六 基点五から九〇度五一分四一秒一五・一三メートルの地点
 基点七 基点六から九五度五三分一五秒一五・一七メートルの地点
 基点八 基点七から一〇一度三六分一七秒一五・一八メートルの地点
 基点九 基点八から一〇七度四一分五四秒一五・一八メートルの地点
 基点十 基点九から一三三度二四分五四秒一五・一八メートルの地点
 基点十一 基点十から一一九度一九分一三秒一五・一八メートルの地点
 基点十二 基点十一から一二五度〇二分一四秒一五・一七メートルの地点
 基点十三 基点十二から一三一度〇一分〇五秒一五・一六メートルの地点
 基点十四 基点十三から一三五度五〇分三四秒二二・一六メートルの地点
 基点十五 基点十四から一四〇度四八分一四秒三〇・〇六メートルの地点
 基点十六 基点十五から一四〇度二分五六秒一五・〇〇メートルの地点
 基点十七 基点十六から一四〇度一分二八秒一五・〇〇メートルの地点
 基点十八 基点十七から一四〇度四二分三三秒一五・〇〇メートルの地点
 基点十九 基点十八から一四〇度三三分二三秒一五・〇〇メートルの地点
 基点二十 基点十九から一四〇度二六分三三秒三〇・〇〇メートルの地点
 基点二十一 基点二十から五〇度二六分三三秒一・一〇メートルの地点
 基点二十二 基点二十一から一四〇度二六分三三秒一・〇〇メートルの地点
 基点二十三 基点二十二から一七八度五六分三三秒二・八一メートルの地点
 基点二十四 基点二十三から二三〇度二六分三三秒〇・九〇メートルの地点
 基点二十五 基点二十四から二八一度五六分二八秒二・八一メートルの地点
 基点二十六 基点二十五から三二〇度二六分三三秒一・〇〇メートルの地点
 基点二十七 基点二十六から五〇度二六分三三秒〇・七〇メートルの地点
 基点二十八 基点二十七から三二〇度二六分三三秒四四・六四メートルの地点
 基点二十九 基点二十八から二三〇度二六分三三秒〇・四二メートルの地点
 基点三十 基点二十九から三二〇度二六分三三秒七五・二九メートルの地点
 基点三十一 基点三十から三二四度四一分一七秒二一・六一メートルの地点
 基点三十二 基点三十一から三二五度五〇分四五秒二・三五メートルの地点
 基点三十三 基点三十二から三二二度四二分四九秒四・六四メートルの地点
 基点三十四 基点三十三から三一〇度二二分一六秒四・六四メートルの地点

基点三十五 基点三十四から三〇八度三二分一八秒四・六四メートルの地点
 基点三十六 基点三十五から三〇六度四二分一九秒四・六四メートルの地点
 基点三十七 基点三十六から三〇四度五二分二一秒四・六四メートルの地点
 基点三十八 基点三十七から三〇三度〇二分二秒四・六四メートルの地点
 基点三十九 基点三十八から三〇一度二二分一九秒四・六四メートルの地点
 基点四十 基点三十九から二九九度二二分二秒四・六四メートルの地点
 基点四十一 基点四十から二九七度三二分三六秒四・六四メートルの地点
 基点四十二 基点四十一から二九五度四二分一九秒四・六四メートルの地点
 基点四十三 基点四十二から二九三度五二分四一秒四・六四メートルの地点
 基点四十四 基点四十三から二九二度〇二分三二秒四・六四メートルの地点
 基点四十五 基点四十四から二九〇度一二分三四秒四・六四メートルの地点
 基点四十六 基点四十五から二八八度二二分三四秒四・六四メートルの地点
 基点四十七 基点四十六から二八六度三二分三七秒四・六四メートルの地点
 基点四十八 基点四十七から二八四度四一分三九秒四・六四メートルの地点
 基点四十九 基点四十八から二八二度五二分二九秒四・六四メートルの地点
 基点五十 基点四十九から二八一度〇二分三七秒四・六四メートルの地点
 基点五十一 基点五十から二七九度一三分五九秒四・六四メートルの地点
 基点五十二 基点五十一から二七七度二二分〇四秒四・六四メートルの地点
 基点五十三 基点五十二から二七五度三三分二八秒四・六四メートルの地点
 基点五十四 基点五十三から二七二度四四分五四秒四・六四メートルの地点
 基点五十五 基点五十四から二七一〇七分三八秒四・六四メートルの地点
 基点五十六 基点五十五から二六九度五四分〇〇秒四・六四メートルの地点
 基点五十七 基点五十六から二六八度四〇分五七秒四・六四メートルの地点
 基点五十八 基点五十七から二六七度三七分二五秒四・六四メートルの地点
 基点五十九 基点五十八から二六六度四四分三六秒四・六四メートルの地点
 基点六十 基点五十九から二六六度〇二分一〇秒四・六四メートルの地点
 基点六十一 基点六十から二六五度三五分四八秒一・九六メートルの地点
 基点六十二 基点六十一から二六四度四八分二六秒二・四五メートルの地点
 基点六十三 基点六十二から二六四度一分五二秒三三・九八メートルの地点
 基点六十四 基準点から一一一度四一分五〇秒六八・七九メートルの地点
 基点六十五 基点六十四から五〇度二六分三六秒〇・九〇メートルの地点

- 基点六十六 基点六十五から一一一度三七分五七秒三・四二メートルの地点
- 基点六十七 基点六十六から一四〇度二六分三六秒一・〇〇メートルの地点
- 基点六十八 基点六十七から二三〇度二六分三六秒一・一〇メートルの地点
- 基点六十九 基点六十八から一四〇度二六分三六秒八一・〇〇メートルの地点
- 基点七十 基点六十九から二三〇度二六分三六秒二・四〇メートルの地点
- 基点七十一 基点七十から三二〇度二六分三六秒八一・〇〇メートルの地点
- 基点七十二 基点七十一から二三〇度二六分三六秒〇・七〇メートルの地点
- 基点七十三 基点七十二から三二〇度二六分三六秒一・〇〇メートルの地点

○宮城県告示第三百四十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十七年宮城県告示第三百四十五号で指定した宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港釜港区海岸海岸通・港町地区海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 海岸の名称

宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港釜港区海岸海岸通・港町地区海岸

二 区域

1 区域の表示

- 基点一と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点二十まで順次結んだ線、補助点二十と基点二を結んだ線、基点二と基点三十三を結んだ線、基点三十三から基点六十二まで順次結んだ線、基点六十二と基点三を結んだ線、基点三から基点三十二まで順次結んだ線及び基点三十二と基点一を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基点及び補助点の表示

二分〇六秒

- 基点一 補助点二十から〇五度三六分一六秒二三・七八メートルの地点
- 基点二 基点二から二七五度五〇分一三秒二〇・〇〇メートルの地点
- 基点三 基点三から一八五度三六分一六秒一三・一九メートルの地点
- 基点四 基点四から二四一度二三分五二秒一〇・五・九四メートルの地点
- 基点五 基点五から二二九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点六 基点五から二二九度〇一分〇二秒一七・四〇メートルの地点

- 基点七 基点六から二三四度二五分二二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点八 基点七から二二九度二九分四二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点九 基点八から二二四度四分〇二秒一七・四〇メートルの地点
- 基点十 基点九から二二〇度〇〇分〇六秒一七・一九メートルの地点
- 基点十一 基点十から二一五度一七分五四秒一七・一九メートルの地点
- 基点十二 基点十一から二一〇度三五分四一秒一七・一九メートルの地点
- 基点十三 基点十二から二〇五度五三分二九秒一七・一九メートルの地点
- 基点十四 基点十三から二〇九度〇〇分三八秒一・五四メートルの地点
- 基点十五 基点十四から二一九度五七分〇九秒一・五四メートルの地点
- 基点十六 基点十五から二二三〇度五三分四一秒一・五四メートルの地点
- 基点十七 基点十六から二四一度五〇分一二秒一・五四メートルの地点
- 基点十八 基点十七から二四七度一八分二八秒三二四・五二メートルの地点
- 基点十九 基点十八から一六二度〇二分四五秒四・一〇メートルの地点
- 基点二十 基点十九から二四二度〇八分三三秒九・三六メートルの地点
- 基点二十一 基点二十から一九一度〇八分二七秒一八・四九メートルの地点
- 基点二十二 基点二十一から一九一度〇八分二七秒一七・五一メートルの地点
- 基点二十三 基点二十二から一九一度〇八分二七秒九・三八メートルの地点
- 基点二十四 基点二十三から一九九度三四分三二秒一〇・二二メートルの地点
- 基点二十五 基点二十四から七四度〇四分二八秒三五・二八メートルの地点
- 基点二十六 基点二十五から一六三度五〇分〇九秒六七・〇三メートルの地点
- 基点二十七 基点二十六から七五度〇〇分〇秒二〇・四・五五メートルの地点
- 基点二十八 基点二十七から九三度二五秒〇〇秒九〇・〇〇メートルの地点
- 基点二十九 基点二十八から九三度二五秒〇〇秒二八五・七六メートルの地点
- 基点三十 基点二十九から九三度二五秒〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三十一 基点三十から二二〇度〇〇分〇秒一〇〇・〇〇メートルの地点
- 基点三十二 基点三十一から一八〇度〇〇分〇秒五〇・〇〇メートルの地点
- 基点三十三 基点三十二から三五一度五四分五三秒七一・二七メートルの地点
- 基点三十四 基点三十三から二五五度二八分〇七秒二〇・一一メートルの地点
- 基点三十五 基点三十四から三三三度一五分三四秒二八・九八メートルの地点
- 基点三十六 基点三十五から六〇度三〇分二〇秒二六・一五メートルの地点
- 基点三十七 基点三十六から五八度二三分五三秒八・〇九メートルの地点

基点三十八 基点三十七から五八度二三分五四秒八四・〇四メートルの地点
 基点三十九 基点三十八から五九度二七分二七秒四〇・三九メートルの地点
 基点四十 基点三十九から六一度二四分四二秒八七・六四メートルの地点
 基点四十一 基点四十から七三度〇六分一九秒二七・五一メートルの地点
 基点四十二 基点四十一から七九度二二分五五秒二八・五九メートルの地点
 基点四十三 基点四十二から八二度一五分〇七秒五四・八五メートルの地点
 基点四十四 基点四十三から八八度三二分四六秒三・三六メートルの地点
 基点四十五 基点四十四から一七〇度四一分五三秒一五・五八メートルの地点
 基点四十六 基点四十五から八一度三五分二九秒四六・五七メートルの地点
 基点四十七 基点四十六から八四度四三分三三秒五・二九メートルの地点
 基点四十八 基点四十七から三五九度五九分一二秒二〇・〇三メートルの地点
 基点四十九 基点四十八から二六四度五三分二一秒八・二三メートルの地点
 基点五十 基点四十九から二六一度三五分二九秒二六・八八メートルの地点
 基点五十一 基点五十から三五〇度四一分五三秒一三・三二メートルの地点
 基点五十二 基点五十一から二六八度三二分四六秒二一・八九メートルの地点
 基点五十三 基点五十二から二六二度一五分〇七秒五六・四五メートルの地点
 基点五十四 基点五十三から二五九度二二分五五秒三〇・一九メートルの地点
 基点五十五 基点五十四から二五三度〇六分一九秒三〇・六六メートルの地点
 基点五十六 基点五十五から二四一度二四分四二秒九〇・〇三メートルの地点
 基点五十七 基点五十六から二三九度二七分二七秒四〇・九一メートルの地点
 基点五十八 基点五十七から二三八度二三分五四秒八四・二三メートルの地点
 基点五十九 基点五十八から二三八度二三分五三秒七・七三メートルの地点
 基点六十 基点五十九から二四〇度三〇分二〇秒四九・五〇メートルの地点
 基点六十一 基点六十から一四〇度四七分五五秒六六・三二メートルの地点
 基点六十二 基点六十一から七五度二七分五一秒九・一四メートルの地点
 補助点一 基点一から一四度四七分三八秒一八八・〇九メートルの地点
 補助点二 補助点一から二七六度一九分五六秒三四六・八一メートルの地点
 補助点三 補助点二から二七三度二四分五七秒二八五・一五メートルの地点
 補助点四 補助点三から二七三度二四分五七秒九〇・〇〇メートルの地点
 補助点五 補助点四から二五〇度〇五分五九秒一七九・〇二メートルの地点
 補助点六 補助点五から三四四度一〇分二〇秒五三・九二メートルの地点

補助点七 補助点六から六六度四四分〇六秒二八〇・六八メートルの地点
 補助点八 補助点七から六一度五〇分一二秒一五・三五メートルの地点
 補助点九 補助点八から五〇度二一分〇四秒一五・三五メートルの地点
 補助点十 補助点九から四〇度〇五分一七秒一四・九七メートルの地点
 補助点十一 補助点十から二九度二六分一三秒一四・九七メートルの地点
 補助点十二 補助点十一から二五度四一分三三秒一五・七四メートルの地点
 補助点十三 補助点十二から三〇度二七分〇三秒一五・七四メートルの地点
 補助点十四 補助点十三から三五度一二分四二秒一五・七四メートルの地点
 補助点十五 補助点十四から三九度五八分二秒一五・七四メートルの地点
 補助点十六 補助点十五から四四度四四分〇二秒一五・七四メートルの地点
 補助点十七 補助点十六から四九度二六分四二秒一五・七四メートルの地点
 補助点十八 補助点十七から五四度一五分二秒一五・七四メートルの地点
 補助点十九 補助点十八から五九度〇一分〇二秒一五・七四メートルの地点
 補助点二十 補助点十九から六一度二三分五二秒一六・五三メートルの地点

○宮城県告示第三百四十八号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、平成二十七年宮城県告示第三百四十四号で指定した宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸中の島・貞山通地区海岸のうち、仙台塩釜港港湾管理者の長が管理を行う区域を次のとおり定める。
 平成二十七年三月二十七日

一 海岸の名称
 宮城県仙台台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸中の島・貞山通地区海岸

二 区域
 1 区域の表示
 基準点と基点一を結んだ線、基点一から基点二十八まで順次結んだ線及び基点二十八と基準点を結んだ線により囲まれた区域
 基準点と補助点一を結んだ線、補助点一から補助点九まで順次結んだ線、補助点九と基点七十五を結んだ線、基点七十五と基点二十九を結んだ線、基点二十九から基点四十二まで順次結んだ線、基点四十二と基点九を結んだ線、基点九と基点八を結んだ線、基点八と基点四十三を結んだ線、基点四十三から基点七十四まで順次結んだ線、基点七十四と基点一を結んだ線及び基点一と基準点を結んだ線により囲まれた区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

基点七十五から基点百十六まで順次結んだ線、基点百十六と基点二十九を結んだ線及び基点二十九と基点七十五を結んだ線により囲まれた区域

基点百十七から基点百二十七まで順次結んだ線、基点百二十七と基点四十一を結んだ線、基点四十一と基点四十を結んだ線、基点四十と基点三十九を結んだ線、基点三十九と基点百二十八を結んだ線、基点百二十八から基点百三十六まで順次結んだ線、基点百三十六と基点三十九を結んだ線及び基点三十六と基点百十七を結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域を除いた区域

2 基準点、基点及び補助点の表示

基準点 塩竈市牛生町六一番七二号内の地点（北緯三八度一八分二四秒三九、東経一四一度〇二分〇六秒八六）

- 基点一 基準点から二七度一四分五〇秒九九・九八メートルの地点
- 基点二 基点一から三四一度四分二〇秒二一・五二メートルの地点
- 基点三 基点二から三四四度三九分〇五秒二六五・五五メートルの地点
- 基点四 基点三から〇度〇二分三四秒二五七・四一メートルの地点
- 基点五 基点四から一〇度五二分四〇秒一五七・六〇メートルの地点
- 基点六 基点五から三四度〇七分三〇秒九九・九五メートルの地点
- 基点七 基点六から一四度五五分一三秒七六・六九メートルの地点
- 基点八 基点七から〇度二一分三四秒八四・三八メートルの地点
- 基点九 基点八から〇度〇六分四一秒三六・五五メートルの地点
- 基点十 基点九から二六九度五九分二二秒八二・四八メートルの地点
- 基点十一 基点十から一八四度一一分四三秒一六五・二一メートルの地点
- 基点十二 基点十一から二五八度五八分一一秒三三・八三メートルの地点
- 基点十三 基点十二から二七三度五一分一五秒二一一・九八メートルの地点
- 基点十四 基点十三から二三一一度一五分二五秒五三・二三メートルの地点
- 基点十五 基点十四から二二四度一三分三二秒一〇四・九三メートルの地点
- 基点十六 基点十五から一五五度五二分五三秒一六七・六二メートルの地点
- 基点十七 基点十六から一一三度四三分一一秒二二八・八五メートルの地点
- 基点十八 基点十七から一七度四九分四三秒三九・〇四メートルの地点
- 基点十九 基点十八から三〇八度一八分〇三秒六七・八九メートルの地点
- 基点二十 基点十九から三二五度〇七分〇九秒六七・八九メートルの地点

- 基点二十一 基点二十から五五度五四分一八秒四二・五〇メートルの地点
- 基点二十二 基点二十一から〇度三度二一分一三秒四九・九七メートルの地点
- 基点二十三 基点二十二から六七度〇一分二六秒四二・一〇メートルの地点
- 基点二十四 基点二十三から九七度三八分一四秒一四三・五七メートルの地点
- 基点二十五 基点二十四から九二度二三分五一秒一三二・一六メートルの地点
- 基点二十六 基点二十五から九七度四二分二秒八〇・七七メートルの地点
- 基点二十七 基点二十六から一八四度二五分四五秒三一・一三メートルの地点
- 基点二十八 基点二十七から一六五度二六分一一秒五九五・八五メートルの地点
- 基点二十九 補助点九から二九八度三〇分三二秒一二二・四八メートルの地点
- 基点三十 基点二十九から二九八度三〇分一三秒二一九・一四メートルの地点
- 基点三十一 基点三十から二二二度三五分〇六秒一五・九六メートルの地点
- 基点三十二 基点三十一から二九九度〇五分二八秒八五・〇七メートルの地点
- 基点三十三 基点三十二から三三三度五七分三〇秒三二・四二メートルの地点
- 基点三十四 基点三十三から二八九度一八分〇五秒五一・一九メートルの地点
- 基点三十五 基点三十四から一九度四八分二一秒五・二四メートルの地点
- 基点三十六 基点三十五から三〇九度一四分五〇秒一三三・一四メートルの地点
- 基点三十七 基点三十六から二八五度一〇分四二秒六二・九二メートルの地点
- 基点三十八 基点三十七から三〇四度〇六分〇七秒三七・一五メートルの地点
- 基点三十九 基点三十八から四四度五二分二六秒九・〇一メートルの地点
- 基点四十 基点三十九から三二四度四五分〇四秒一二・一五メートルの地点
- 基点四十一 基点四十から二二四度〇四分三五秒一一・六四メートルの地点
- 基点四十二 基点四十一から三〇一度五一分四〇秒四八・四一メートルの地点
- 基点四十三 基点四十二から一〇一度〇六分五七秒六・四八メートルの地点
- 基点四十四 基点四十三から一〇六度〇六分〇八秒四・六六メートルの地点
- 基点四十五 基点四十四から一〇八度三三分〇九秒七・五六メートルの地点
- 基点四十六 基点四十五から一一四度〇二分三八秒七・四九メートルの地点
- 基点四十七 基点四十六から二二〇度〇七分三三秒七・五二メートルの地点
- 基点四十八 基点四十七から二二二度四三分二八秒四・九九メートルの地点
- 基点四十九 基点四十八から二二四度一五分〇一秒六一・四九メートルの地点
- 基点五十 基点四十九から二二四度〇六分一〇秒二二六・一〇メートルの地点
- 基点五十一 基点五十から二二二度一四分四六秒二七・九四メートルの地点

基点五十二 基点五十一から二二一度一二分〇五秒三四・三五メートルの地点
 基点五十三 基点五十二から一一八度五七分三〇秒一二〇・二七メートルの地点
 基点五十四 基点五十三から一一八度五六分五二秒一三七・六一メートルの地点
 基点五十五 基点五十四から一一八度二九分三八秒六四・二七メートルの地点
 基点五十六 基点五十五から二八度一七分二五秒二五・八八メートルの地点
 基点五十七 基点五十六から二二八度二五分五二秒七・五〇メートルの地点
 基点五十八 基点五十七から一五四度五〇分五〇秒七・五〇メートルの地点
 基点五十九 基点五十八から一九四度四八分一二秒七・五〇メートルの地点
 基点六十 基点五十九から一九四度四五分三九秒九・六一メートルの地点
 基点六十一 基点六十から二〇七度五三分四六秒五六・八三メートルの地点
 基点六十二 基点六十一から二〇七度〇七分五六秒一六一・三四メートルの地点
 基点六十三 基点六十二から一九八度二八分二一秒一九・六七メートルの地点
 基点六十四 基点六十三から二〇五度〇一分一四秒七二・四二メートルの地点
 基点六十五 基点六十四から二〇七度五八分一六秒一六・一〇メートルの地点
 基点六十六 基点六十五から二二一度四六分五四秒一五・〇四メートルの地点
 基点六十七 基点六十六から二一八度五五分五三秒一八・二三メートルの地点
 基点六十八 基点六十七から二二〇度二一分三二秒一六・三五メートルの地点
 基点六十九 基点六十八から二二二度二六分五四秒四九・九七メートルの地点
 基点七十 基点六十九から二二二度三一分五五秒六八・五〇メートルの地点
 基点七十一 基点七十から二二七度一分二四秒一六・二八メートルの地点
 基点七十二 基点七十一から二二二度五五分四四秒一九二・〇三メートルの地点
 基点七十三 基点七十二から二三一一度〇九分四〇秒八一・四三メートルの地点
 基点七十四 基点七十三から二二五度二八分五八秒九三・二四メートルの地点
 基点七十五 補助点九から二九八度三〇分三二秒一二二・四八メートルの地点
 基点七十六 基点七十五から二八度二三分四五秒一九三・五八メートルの地点
 基点七十七 基点七十六から三〇〇度三二分一八秒一二四・九七メートルの地点
 基点七十八 基点七十七から三二二度五七分五秒八二・五六メートルの地点
 基点七十九 基点七十八から三〇二度三四分一七秒六五・七二メートルの地点
 基点八十 基点七十九から三三七度三〇分三六秒三九・二七メートルの地点
 基点八十一 基点八十から三〇二度三一分一六秒三三・七一メートルの地点
 基点八十二 基点八十一から二二二度三一分一六秒二八・九七メートルの地点

基点八十三 基点八十二から二三六度五三分〇秒七三・二四メートルの地点
 基点八十四 基点八十三から二七二度五三分〇六秒一・七六メートルの地点
 基点八十五 基点八十四から三〇四度一分一一秒三三・五九メートルの地点
 基点八十六 基点八十五から二一三度一分三三秒二三・〇一メートルの地点
 基点八十七 基点八十六から二一九度二六分三七秒九・一六メートルの地点
 基点八十八 基点八十七から二一三度四二分三七秒四〇・六七メートルの地点
 基点八十九 基点八十八から二二二度二〇分四六秒七・六九メートルの地点
 基点九十 基点八十九から二二六度一分一五秒二九・九八メートルの地点
 基点九十一 基点九十から二四四度一分三五秒七・六五メートルの地点
 基点九十二 基点九十一から二八九度三三分二秒一三七・五四メートルの地点
 基点九十三 基点九十二から二五度〇五分一四秒四・〇一メートルの地点
 基点九十四 基点九十三から二八九度三三分三九秒二〇・八一メートルの地点
 基点九十五 基点九十四から二〇四度五二分三八秒二〇・四〇メートルの地点
 基点九十六 基点九十五から二二九度一分四二秒七二〇・六五メートルの地点
 基点九十七 基点九十六から二四度五二分四〇秒七・三〇メートルの地点
 基点九十八 基点九十七から一〇九度三三分二六秒三四・二一メートルの地点
 基点九十九 基点九十八から一九九度四三分三〇秒四・二六メートルの地点
 基点百 基点九十九から一〇九度三三分二秒一一三・九〇メートルの地点
 基点百一 基点百から六四度一〇分三五秒一七・六〇メートルの地点
 基点百二 基点百一から五五度一分一三秒三・一三メートルの地点
 基点百三 基点百二から四六度一〇分一五秒五七・〇九メートルの地点
 基点百四 基点百三から三〇二度二〇分四六秒一二・七二メートルの地点
 基点百五 基点百四から三三三度四二分三七秒一九・一九メートルの地点
 基点百六 基点百五から三九度二七分一二秒九・二五メートルの地点
 基点百七 基点百六から三三三度一分三五秒三・七五メートルの地点
 基点百八 基点百七から一二四度一分一三秒一八・八四メートルの地点
 基点百九 基点百八から九二度五三分一八秒一四・二四メートルの地点
 基点百十 基点百九から五六度四〇分四〇秒八三・七五メートルの地点
 基点百十一 基点百十から三三三度三一分一六秒一三・二九メートルの地点
 基点百十二 基点百十一から一二二度三一分一七秒二六・四五メートルの地点
 基点百十三 基点百十二から五七度三〇分四一秒三九・二六メートルの地点

- 基点百十四 基点百十三から一二度三四分一七秒三二・八三メートルの地点
- 基点百十五 基点百十四から一二度五七分五秒八三・二九メートルの地点
- 基点百十六 基点百十五から一二〇度三二分二三秒一二六・五六メートルの地点
- 基点百十七 基点百十六から一二九度一五分〇四秒二二・〇〇メートルの地点
- 基点百十八 基点百十七から三八度二八分三八秒一〇八・三〇メートルの地点
- 基点百十九 基点百十八から二四度五八分一八秒一九・九六メートルの地点
- 基点百二十 基点百十九から二四度二九分〇五秒八三・六九メートルの地点
- 基点百二十一 基点百二十から二九二度五七分二三秒三二・七二メートルの地点
- 基点百二十二 基点百二十一から二四度五一分五三秒六・〇六メートルの地点
- 基点百二十三 基点百二十二から二九一度一六分二九秒五三・〇〇メートルの地点
- 基点百二十四 基点百二十三から三一四度五〇分三七秒四六・九八メートルの地点
- 基点百二十五 基点百二十四から二四度三七分四七秒一〇三・七三メートルの地点
- 基点百二十六 基点百二十五から一三四度三〇分五二秒三九・一一メートルの地点
- 基点百二十七 基点百二十六から二四度三五分四三秒一一八・八九メートルの地点
- 基点百二十八 基点百二十七から四三度一六分五八秒一二四・九四メートルの地点
- 基点百二十九 基点百二十八から三一四度三〇分五〇秒三九・〇九メートルの地点
- 基点百三十 基点百二十九から四四度三七分四七秒六三・六一メートルの地点
- 基点百三十一 基点百三十から一三四度五〇分三七秒三一・一二メートルの地点
- 基点百三十二 基点百三十一から一一一度〇三分五六秒三五・八四メートルの地点
- 基点百三十三 基点百三十二から二〇四度五一分二秒五・四五メートルの地点
- 基点百三十四 基点百三十三から一一二度五七分二三秒三二・八六メートルの地点
- 基点百三十五 基点百三十四から二〇四度二九分〇五秒六三・〇七メートルの地点
- 基点百三十六 基点百三十五から二〇四度五八分一八秒一七・五七メートルの地点
- 補助点一 基準点から六五度一〇分一一秒一二五・九四メートルの地点
- 補助点二 補助点一から四七度四八分一五秒四四・四三メートルの地点
- 補助点三 補助点二から四七度四八分一五秒一七一・二六メートルの地点
- 補助点四 補助点三から五二度五六分四六秒一九四・九五メートルの地点
- 補助点五 補助点四から四三度二五分四四秒九二・四一メートルの地点
- 補助点六 補助点五から四〇度三五分五九秒九五・〇〇メートルの地点
- 補助点七 補助点六から二六度二七分四七秒一一二・〇八メートルの地点
- 補助点八 補助点七から二七度三〇分三三秒二五七・五一メートルの地点

補助点九 補助点八から二六度五六分五二秒四七・〇七メートルの地点

○宮城県告示第三百四十九号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画下水道

- 2 名称 東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

白石市

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙南広域都市計画道路事業

- 2 名称

三・五・九号 白石沖西堀線

三 事業施行期間

「平成二十五年三月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十五年三月二十二日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業女川町荒立被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

女川町

三 事務所の所在地

牡鹿郡女川町女川浜字大原三百十六番地

四 換地処分の年月日

平成二十七年三月六日

○宮城県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

多賀城市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十八年三月三十日から平成二十七年三月三十一日まで」を「昭和四十八年三月三十日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

利府町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

利府町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年二月二十一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「昭和五十年二月二十一日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

栗原市

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
栗原都市計画下水道事業
- 2 名称
「栗原市流域関連公共下水道」及び「栗原市流域関連特定環境保全公共下水道」

三 事業施行期間

「平成四年二月十二日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成四年二月十二日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

登米市

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
登米都市計画下水道事業
- 2 名称
登米市公共下水道

三 事業施行期間

「平成七年八月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成七年八月二十九日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分
平成元年宮城県告示第百九号、平成三年宮城県告示第四百四十二号、平成四年宮城県告示第七百十九号、平成五年宮城県告示第千三百十七号、平成八年宮城県告示第二百五十三号、平成九年

宮城県告示第三百四十号、平成十一年宮城県告示第九百三十五号、平成十二年宮城県告示第九百四十四号、平成十六年宮城県告示第六百六十七号及び平成二十二年宮城県告示第九百八十九号の事業地に、登米市追町佐沼字大網上の一部を加え、同事業地のうち登米市追町佐沼字大網下の一部を削る。

2 使用の部分

平成元年宮城県告示第百九号、平成三年宮城県告示第四百四十二号、平成四年宮城県告示第七百十九号、平成五年宮城県告示第千三百十七号、平成八年宮城県告示第二百五十三号、平成九年宮城県告示第三百四十号、平成十一年宮城県告示第九百三十五号、平成十二年宮城県告示第九百四十四号、平成十六年宮城県告示第六百六十七号及び平成二十二年宮城県告示第九百八十九号の事業地に、登米市追町佐沼字新大東の一部を加える。同事業地に、登米市追町北方字川戸沼、北方字大洞、北方字日向前、並びに佐沼字天神前の各一部を加え、追町森字平柳、並びに森字赤沼の一部を削る。同事業地に、登米市登米町寺池馬場埜、並びに日野渡雑田原の各一部を加え、登米町日野渡布目、日野渡業師崎、日野渡軍場、並びに寺池金沢山の一部を削る。同事業地に、登米市南方町瀬ノ淵、並びに業師島屋敷の各一部を加える。同事業地に、登米市中田町石森字蓬田、宝江新井田字姥沼、並びに宝江新井田字下道前の各一部を加え、中田町上沼字大柳、上沼字館、上沼字堀米、上沼字新田、上沼字谷地前、上沼字北桜場、上沼字要害、浅水字上川面、浅水字東川面、浅水字中川面、石森字蓬田、石森字蟹甲、石森字西細谷、石森字新境堀、宝江黒沼字十字、宝江黒沼字大海崎、宝江新井田字要害、宝江新井田字弥平構、宝江新井田字下道、宝江新井田字下道前、宝江新井田字並柳前、宝江新井田字並柳、並びに宝江新井田字上待井の一部を削る。

○宮城県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

登米市

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類
栗原都市計画下水道事業
- 2 名称
登米市流域関連特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成五年十二月十五日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成五年十二月十五日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

登米市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

登米都市計画下水道事業

2 名称

登米市特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成三年一月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成三年一月三十一日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

塩竈市仙塩流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和三十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「昭和三十四年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

七ヶ浜町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

七ヶ浜町仙塩流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年十月十三日から平成二十七年三月三十一日まで」を「昭和五十三年十月十三日か

ら平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市仙塩流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十四年九月十一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「昭和五十四年九月十一日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年九月宮城県告示第九百七十五号、昭和五十六年十二月宮城県告示第千三百五十二号、昭和六十年一月宮城県告示第七十七号、昭和六十一年三月宮城県告示第二百六十六号、平成元年三月宮城県告示第三百十号、平成三年四月宮城県告示第四百三十五号、平成四年四月宮城県告示第四百五十三号、平成七年三月宮城県告示第二百六十八号、平成七年十二月宮城県告示第千二百五十号、平成十年八月宮城県告示第九百四号、平成十一年十二月宮城県告示第千四百四十四号、平成十五年七月宮城県告示第七百五十四号、平成二十年三月宮城県告示第三百二十六号の事業地のうち、仙台市宮城野区蒲生字町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十七年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年三月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 三千五百四十二万四千円（消費税及び地方消費税を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年二月六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 医療情報システム開発等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部障害福祉課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年三月二日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号

五 契約金額 八千百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第一号

仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

宮城県公営企業管理者 橋 本 隆

仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程（平成十一年宮城県企業局管理規程第九号）の一部

を次のように改正する。

第十一條第二項中「二十五日」を「末日」に改める。

第三十六條の全文を削り、第三十七條を第三十六條に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十七年三月二十七日から施行する。

公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会告示第37号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99條の2第4項第1号イ及び第99條の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成27年3月27日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

1 資格審査の種類、期日及び場所

資 格 審 査 の 種 類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車二輪車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成27年5月13日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員とする者又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成26年、27年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成27年7月31日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修		

了した事等により資格審査の全科目が免除となる者

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成27年3月27日（金）から平成27年4月17日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成27年3月27日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221、222）